

平成27年3月13日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成 27 年 3 月 13 日 13 時 30 分 開議

日程第 1 陳情第 49 号、陳情第 62 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 27 年 3 月 13 日
午後 1 時 30 分 開会

議長（小永正裕君）

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、陳情第 49 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について、および陳情第 62 号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについてを一括議題とします。

なお、そのほかの陳情については継続審査となったことを報告致します。

委員長報告を行います。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

今回の常任委員会に付託されました陳情書について報告を致します。

資料につきましては、皆さまのお手元の方にあるものでご確認をお願い致します。

陳情第 49 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情についてであります。これは不採択と致しました。

その理由につきましては、12 月議会でこの同じものがありまして、全員で協議を致しましたが、そのときは全会一致で願意の妥協性が見いだせないということの結論によって、不採択としておりました。

今回も同じものができておりましたので、継続審議というような形も取れましたんですけど、一応わが町の議会として、このような陳情書が何度出てきてもいけないということの意味も含めますことと、内容が全く 12 月と変わっていなかったという点もあります。

そういうことで、再度出てきてもまた同じような扱いになりますよという意味も込めまして、断固たる決議をすべきだということで、今回もこの第 49 号につきましては不採択と決しました。

続きまして、陳情第 62 号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについては、結論としては採択としております。

その理由と致しまして、今、10 年のものが 5 年延長されておりますが、東日本の大震災の被災地のようにそれを 10 年というように、あと 5 年延期をしてほしいというような要望でございます。そこですが、このわが町でも、まだ特例債の残高が 22 億 7,000 万ほど残っております。個人的でしたけど、財務担当の方とお話させてお聞きしますと、やはり 5 年でなくてあと 5 年の延長があれば、業務やないけど、まあ延ばしていただけたらありがたいというようなお話もありましたことと、やはり同じようにあと 5 年延期をすべきではないかということで、全会一致で採択するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第 49 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで陳情第 49 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 62 号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで陳情第 62 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 49 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 49 号の討論を終わります。

次に、陳情第 62 号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 62 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は、賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承を願います。

初めに、陳情第 49 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

それでは、陳情第 49 号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

挙手なしです。

従って、陳情第 49 号は採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第 62 号、合併特例債の適用期間の再延長を求めることについて採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告とおりに採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 62 号は委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9 番 (藤本岩義君)

それでは議長の許しを得ましたので、質問致します。

議員になって初めての質問が防災計画でございました。その中で、国道の避難道や土佐神さん、佐賀の城山ですが、そこへの避難道など必要性を訴えてきましたが、現地ではある一定目に見えるようになってきました。

そこでお伺い致しますが、現在までの各地区からの要望があり、計画中の避難道工事の進捗率はどれくらいでしょうか。議員協議会で資料は頂きましたが、できれば住民の皆さまに分かりやすく説明していただけたらと思います。

地域担当制で要望のあったのは295件と伺っておりましたが、その数字とも若干の違いもありますので、その付近も併せてお願い致します。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問、防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1番目の、計画中の避難道工事の進捗率に関するご質問でございますけれど、避難道につきましては、南海トラフ巨大地震の新想定が公表された直後の見直しの中で、合計295カ所の整備要望が出されました。その後、精査をする中で、精査と申しますのはその避難道が緊急の津波の避難に必要であるかどうか。あるいは、用地的に可能であるかどうかというふうな精査をさせていただきました。その結果、現在212本の計画となっております。そのうち本年度までに完成見込みの避難道が106本。率にして50パーセントであり、これを平成28年度までに208本、率にして98パーセントまで完了する予定でございます。平成31年度までにすべての避難道の完成を目指しております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ありがとうございます。

31年度までにはいろいろ精査した残りの分、212本ですか。それがすべて済むということで、非常に緊急度を持ってなされておることに感謝を致したいと思います。

それで津波避難道ができればですね、次は山津波の問題が出てきます。ほんで、高知県知事も2月議会で山津波対策の強化を言っておりますが、孤立対策等必要であろうと思います。そういう付近はどれぐらいの計画でいかれるのか。ヘリポート等も29年度までに9カ所と先の議会で答弁がありましたが、これも夜間やその他のときの救急にも対応できるようになっておるのでしょうか。まあ鈴地区は、今議会に当初予算に新設ということでヘリポートも出てきております。

また、一定津波避難道の工事が落ち着きましたら、出来上がった避難道をもう一度再確認をしていただいて、強度や避難道と避難道の間隔など、点検をする考えはないでしょうか。

例えば、私も時々機会があればですね、避難道の所、出来上がったところ上がってみたりするんですが、この道はちょっと上がったことはないんですけども。中角、上分ですけども。上部分落のちょうど中ごろに急傾の階段を上がって、それから上へ逃げる道へコンクリをやっておられる所も見受けられました。その所はですね、下からでしか私は見ませんでしたけども、竹で蛇腹を組んで、その上に土を乗せてですね、その上をコンクリ舗装しておって、すぐ近くの住民は、これはもう上がって行くとき多分崩壊しているであろうと言われておりました。緊急度を要しますので、それも残るかも分かりませんが、しばらくしたら竹ですの腐って、

その土が流れていくということは明らかです。まあ緊急度を要しますので、そういう対策も必要だったと思いますし、そのことを否定はしませんが、一度出来上がったらですね、続いてどういう対策をしておかなくてはいけないかというようなところを考えることはできますでしょうか。

それから、できればですね、これは通告にもなかったかも分かりませんが、ヘリポートの 29 年度までに 9 カ所やる先が分かればですね、お答え願えたらと思います。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

海の津波の対策が終わったら、山津波の対策があるだろうというご質問でございますけれど。

今、去年の広島事故以降ですね、その土砂崩れに対する対策、非常に全国で喫緊の課題とされておりまして、多くの法律改正もされております。そのへんの事情も踏まえて、現在見直しておる地域防災計画の中でしっかりと検討して対策をして、当町の方でも取り組む必要があろうかと思えます。

それから、避難道の再確認というご質問でございますけれど。避難道 200 本を超す整備をする計画でございますけれど、日常的な避難道の維持管理ですね、の中心は町の方としては自主防災組織を中心にやっていただきたいと思っております。これは、いざ事が起こったときにですね、活用するのはその近くの住民の方でございますので、やはり日ごろからその場に慣れて、行っていただかなければならないと思っております。ただ、地域の自主防で対応できないような大きなことがあればですね、それは当然、町の方でも地域と協議しながら対応することになろうかと思えます。

将来起こる大きな南海トラフの地震のようなときにですね、すべての避難道が全く壊れないかどうかということは、それはまだ予測が困難だと思いますけれど、現在の地形をうまく利用して、とにかく命を持って逃げる場所として整備を現在進めておりますので。その住民の命がとにかく守れるような施設整備をとにかく急いでいきたいと思っております。

それから、3 点目のヘリポートのことでございますけれど。現在災害対策ヘリポートというのは一応 21 カ所指定されておりますけれど、すべてがヘリポートとして機能的に万全でない状況であります。それで前回 9 カ所の整備のご説明をご回答したと思えますけれど。現在の鈴地区 1 カ所、平成 27 年度に整備する。平成 26 年度は伊田の消防署もやりましたけれど。それ以外の所についてはまだ、年度計画、順番とかはまだ決まっておられません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

続いてやっていただけるということと。それから、当然その自主防災組織がですね、各地域の避難道は、避難訓練も含めてですね、当然、安全管理その他を含めても見ていくのは、それはその方が一番理にかなっておると思えますし、おっしゃられるとおりだと思います。

ただ、先ほど言ったのは、通常の道、ほかで見た道ではですね、石で積んでおるとかいろいろやっておられたんですけど。たまたまその竹で囲うた上に土乗せて、その上にコンクリやっていると見ましたので。住民から指摘も受けましたので。そういう所もあるようですので。出来上がった所をですね、200 数カ所あってもそういう小さい所は一度回っていただくということも、そこのところを把握しておくということも大事である

うと思いますので、そのことをできないかということです。

それからヘリポートについては、9カ所の事業計画はできてなくても、どの付近やるということがもし分かっておればということでお願いしたんですが。

その点どうでしょう。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

続いて、藤本議員のご質問にお答えしたいと思いますけれど。

その上分ですかね、避難道。竹で囲んだ危ないような避難道というのがどこであるか、現場を確認して、必要であれば地元の方と協議して対策も考えなければならないと思いますので、取りあえず現地を確認してみたいと思います。

それからヘリポートの方につきましては、やはり27年度に鈴を急いだというのも、鈴が非常に孤立する可能性の高い地域であるということで優先順位を一番に持ってきたわけです。そのほかの整備につきましても、やはりそういう孤立して人命に影響する可能性がある地域、それを優先順位を付けて順次整備をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

個所のところについては言うていただけませんでしたけども、まあ無理もないかも分かりません。

できるだけ、このヘリポートも緊急度の高い所を精査していただいて、なおかつですね夜間帯を、それから救急対応にもできるようにしておいていただくのが、災害時ばあじゃなくてですね、救急搬送のためにも、今、ドクターヘリも2機になってますかね。1機から2機に増やすいうて知事が言ってましたので。そうした場合もですね、ヘリポートがあれば山間部、大体孤立化するいうたら山間部になりますので。そういう所に降りれるヘリポートがあればですね、助かる命が助かっていくと。普段日ごろにも活用できるようなヘリポートにしてほしいと思っておりますので、今から計画するのであればですね、そのことを念頭に置いてやっていただきたいと思えます。

それでは次の分に移ります。

今まで防災対策のことをずっと最初から話してきましたけども、そのときの議会答弁で、調査や計画するといった次のことはどこまでできているのでしょうか。釜石の奇跡を教訓に、防災マニュアルの作成は質問時には積極性がなかったんですけども、その防災教育のマニュアルなどは今年度中に出来上がるということであれしい限りです。しかし、他の件も忘れられたらいきませんので伺います。

まず1点目は、保健師活動記録の電子化はどこまで進んだかということです。これは2011年の9月議会で質問したんですが、研修先で講演をしていただいた保健師の話によりますと、その被災地に保健師活動の支援に出向いたある町の保健師の報告によりますと、その町が紙ベースの活動記録であったために亡失をして、その町の保健師の頭の中に入れておる記憶が頼りだったという報告がございました。そこで質問したわけですけども。活動記録を電子化しておけば分散保管できますし、データの共有ができます。データの管理の一元化を図っていくということでしたが、その後どうなったのか。

データ化しておればですね、サーバーにアップしておけば情報の共有もできますし、そのときに必要に応じ

てですね引っ張り出せることもできますし、災害にも強くなると思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは藤本議員の一般質問の、防災対策に関するご質問のカッコの2番目の2の1番目のご質問、保健師の活動記録の電子化について、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問される保健師活動記録とは、健康相談表という名称であり、65歳以上の高齢者を対象とした保健師の訪問活動の記録をしたものであると思います。この相談表は、各地区で行われているふれあいサロンに参加いただいた方からの健康相談の内容や、その他直接または電話での相談について記載したもので、様式は訪問または相談を受けた年月日と、その内容を記録するシンプルな形式です。そのほかにも、特定健診等データ管理システムにより40歳から74歳の方で特定健診を受診された方のデータと、その結果により特定保健指導の対象になられた方のデータを管理しております。また、各種がん検診の受診者と乳幼児健診の受診者は、通称ログヘルスと呼ばれる地方自治体向け健康管理システムでデータを管理しております。

議員のご指摘のとおり、平時におきましては医療、保健、福祉の一体化を図るため、これらの情報を総合的に電子化し、医師、看護師、保健師、ケアマネ、ヘルパー等が高齢者から乳児までのデータを共有して保健や医療活動などに対応できるように整備を進めるとともに、非常時におきましても応援に駆けつけていただいた町外の保健師などとともに、医療救護、保健活動がスムーズに行えるよう、データの共有化の整備を行う必要があるものと考えております。

しかしながら、これらの健康に関する情報を統合しネットワークを確立するためには、多大なる労力と費用が必要です。このため、健康相談表の電子化には今のところ着手できておりませんが、これまで特定健診やがん検診等の電子データ化は進めてきたところです。今後、健康相談表などの紙ベースのデータの電子化を進め、消失等のリスクを回避するとともに、最終的には健康に関する情報のネットワーク化を図る必要があるものと考えております。このため、情報の電子化、ネットワーク化についての検討を引き続き進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まだ完全にできておらないようでして。まあ、今すぐやれ言うてもできるわけではございませんので。

ぜひですね、今課長がおっしゃられたとおりだと思います。できるだけ早くですね、共有化をしておいて、活用についてはいろいろそれぞれの所管の所で、まあ全部見られたらいかん個人情報もあると思います。そういうときには、特定のパスワードといますか鍵をかけていただいて、その必要に応じてその方だけが見れるという方法を取っていけばスムーズにいけると思いますし。ぜひこの付近もですね、津波が来るこの黒潮町にとってはですね重要なものと考えますので、引き続きご検討を願ひたいと思います。

続いて第2点目ですが、震災時に上空から見えるメッセージのマニュアル化はできたでしょうかということです。

これも前に質問したことですけども、これも2度ほどしましたでしょうかね。特に山間部の孤立集落からのヘリコプターなどに、記号や文字で被災状況を連絡する手段としてとても有効ということがいわれております。マニュアル化してですね、訓練しておくことは大事だと思いますがいかがでしょうか。

従前に山古志村という村があって全員避難した所、ご承知だろうと思うんですが。そこからの航空写真とい
いますか、地上からヘリコプター等にSOSとか、あるいはミルクが欲しい、紙おむつが欲しいとか、けが人が
何名おるとかいうがを地面に文字で書いてですね、上と連絡を取っておったと。通信手段がございませんので
そういう方法でやっておったと。非常に上から見てもですね、はっきり分かるということで有効だということ
になってます。

最近では国道56号にも距離表を書いてですね、ヘリが国道上空を通過しておっても上空から見ればここは何キロ
地点ということが分かるように、上空から見えるように道路に記載されておる所もございます。あれと同じよ
うにですね、その緊急時に通信手段がないときに、クラシックといえますか原始的な通信方法になりますけど
も、こういう練習とかそういうマニュアル化しておけばですね、非常時に非常に役立つのではないかなど。昔、
のろしを上げてやりよったと同じことで、機器に頼らない方法ということで対策をすればですねいいのではな
いかと。

静岡県あたりの取り組み等についても従前紹介をさせていただきましたし、その後、県等も協議していくと
いうことでしたので、どれぐらい協議をされてどの付近までその対策方法について検討をされておるのか、お
伺いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは続いて藤本議員の、災害時に上空から見えるメッセージのマニュアル化に関するご質問にお答えし
たいと思います。

このご質問は以前、議員より議会の場でご質問いただきまして、その後、黒潮町総合防災訓練計画の自主防
災訓練のメニューの中にヘリコプターサイン作成メニューを設定しております。黒潮町総合防災訓練では全庁
的な避難訓練と各自主防災組織が独自に計画する訓練の2本立てとなっていて、その際に自主防災組織が
する訓練メニューとして参考にしてもらっています。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

これはマニュアル化はしておられないんですか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

マニュアルというほど正式なものではなくって、この訓練メニューの中で概要の仕方を書いておりますので、
これで当面の訓練というのは可能であろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

簡易なやつですかね。作っておられるようで。

実際にはどれぐらい訓練がなされておるんですか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

このサインをマニュアルというか、このメニューの中に入れたのは平成 25、26 だったと思います。その間、各自主防で訓練を自主防自体が選ぶわけがございますけれど、このヘリコプターサイン作成の訓練を自主防でやったところはまだございません。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

この付近を積極的に進める考えはございますか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

自主防の方でやはりやっていただく、あるいは学校でやっていただくのがいいかと思いますが、これからもこのメニューを積極的にですね、啓発していきたいと思います。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ進めていただきたいと思います。

次にですね、トリアージということです。症例判定といわれるようですが、その訓練はどこまで進んだでしょうか。トリアージは重要と考えており、積極的に検討を行い訓練に参加し実施者としての技能を高めるとの答弁だったと思いますが。その後何度ぐらい参加され、成果が表れておりますでしょうか。この訓練は特に回数よって身に付くといわれています。黒潮町内にも DMAT のメンバーもおられると思いますので、協力を願ったらどうでしょうか。

最近ではテレビや新聞報道でも、この研修を県内でも結構やられておるといってお伺いしておりますが、いかがでしょうか。この簡単な表ですので、ただ書くにですね練習してないとすつとはできない。簡単なことなんですけど、なかなかその現場に立ったときにすぐにできないと。これはもう練習以外ないといわれていますので、その付近をお伺いします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは続きまして私の方から、藤本議員の 3 番目のご質問、トリアージの訓練に関するご質問にお答えしたいと思います。

これまでも総合防災訓練の打ち合わせ等の会で検討はしてきました。ところが、まだその総合防災訓練の場では訓練の実施には至っておりません。

トリアージのことですけれど、まず大規模災害時に必要とされる医療専門知識必須のトリアージを行うのは医療従事者となるため、その訓練についてはやはり医療機関が中心にならざるを得ないと考えております。その場合は、救護所等におけるトリアージに対する町のかかわり方について、関係機関と協議を続けていくと

もに、県や医療機関の実施するトリアージ訓練があれば積極的にこれからも参加をしてみたいと思います。

また、さまざまな応急対応の優先順位を決めるトリアージにつきましても、黒潮消防署や県と協議をして、今後の黒潮町総合防災訓練や福祉避難所運営訓練での実施できるかどうかの検討をしてみたいと思います。

これまでの研修会への参加実績については、健康福祉課長よりご報告をさせていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

質問にお答えします。

先般、一般質問でご指摘いただいてからの約2年半の間に、災害医療救護訓練などトリアージ等に関する高知県などが行う訓練や講演会にこれまで5回ほど、保健師等が中心となって参加してきております。

保健師業務と平行した中で訓練や講演会に参加することとなるため、参加回数は多いとは言えないかもしれませんが、トリアージの知識の取得、意識の向上のため、忙しい中参加をしている状況です。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

参加していただいておりますということで、5回ほど。

実務訓練はその中で何回やっておられますか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

詳細までは把握しておりませんが、一度私も参加した訓練がありまして。その中で、それは災害医療救護訓練で、その中でトリアージの訓練も実施されておりました。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、こんなものは誰もが着けたくはないわけですが、やはりこれによって助かる命が助かってまいりますので。普段日ごろにですね、少ない人数でもあってもそれを瞬時に何人も判定していかなくてはなりませんので、当然その訓練が必要です。ほんで、医療従事者あるいは、何言いますかね、医療の関係の事務局なども当然トリアージの中に含まれてできますので、今後ぜひ検討していただいて、いざというときに使えるようにしてほしいと思います。先ほども言いましたように、DMATなんかに参加されておられる方も黒潮町の中にはおられると思いますので、そういう方たちの助言や指導もいただけたらと思いますので、再度その付近を検討していただきたいと思います。

次に4点目ですが、これも前にも言いましたが、緊急医療情報キットというのを視察に行ったときですね取って帰って課長にお渡ししたと思いますが、そのときには26年度の医療救護計画に反映させるという答弁であったと思いますが。

26年度はもうすぐ終わりますが、まだ医療救護計画というのは見たことありませんけども。そういうところに反映されて計画されておるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

藤本議員の一般質問の、防災対策に関するご質問カッコの2番の4番目のご質問、緊急医療情報キットの医療救護計画への反映について、通告書に基づきお答えします。

医療救護計画につきましては当初目標を26年度中としておりましたが、本年度中に黒潮町地域防災計画の改訂が予定されていること、および医療救護計画と同時に災害時保健活動マニュアルの検討も並行して行っているため、マンパワー等の問題もありまして、現在検討中の状況になっております。

このため、現時点では保健センターと保健衛生係が検討をした素案の状態にあり、改訂が予定されている黒潮町地域防災計画との整合性を図りながら、平成27年度より全庁的に検討を行う必要があるものと認識しております。

この中で黒潮町要援護者台帳の取り組みの中での、くろしお安心カードほっとらいんと、議員がご提案される緊急医療情報キットについてそれぞれメリット、デメリットを整理した上で検討していかなければならないと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

これもまだちょっと遅れておることです。

2013年の3月には65歳以上の暮らしが、その当時確か1,290世帯と伺っておりましたが、山間地域を訪問をすると、一人世帯が最近増加をしているように思います。町長の最近の話では1,400世帯にもなっておるようですが、緊急時に役立つこの情報を早く対応しておくべきと思います。救急車が行ってもですね、情報が分かれば早く対応もできるし連絡先もできると思います。今、町が作っておる黄色い袋に入ったものは指定の場所に置いてませんので、まあ電話の近くとかいうことのようなのですが。これは、冷蔵庫は大抵家庭にありますし、冷蔵庫の中にはめておくという一つの統一的なことにすればですね、隣近所の人たちが救急車で搬送されてもすぐにそういうことが分かるという、非常にいいもので安い値段でできると思いますので、ぜひ早いうちに検討されて。せめてその1,400世帯、一人暮らしの所には配布をしていただいたらと思いますが。

再度、その付近はできませんでしょうかね。計画までに。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

まず要援護者台帳について、少しだけ説明させていただきたいと思います。

要援護者台帳の名簿および登録内容を、民生児童委員、地区の区長、自主防災組織、消防団、消防署、警察、駐在、社会福祉協議会等にも配布しておりまして、かなり広範囲に情報の共有は図れておるというふうを考えております。

議員がご提案される緊急医療情報キットにつきましては、保存先が冷蔵庫など特定の所にあるから情報が取り出しやすいというふうなメリットもあるところなのですが、事前に情報の共有が図れておりますので、要援護者台帳と救護医療情報キットのメリット、デメリットを生かしながら検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

高齢者支援システムといますか、要望支援システムといますか、そういう付近もだいぶ出来上がってきておるようですので、必要にないなるかも分かりますけども。一番安くてですね、そのシステムよりか金額的にはものすごく安くしていくと思いますし、即、やろうと思えばできるという状況です。見守りネットワークも同じことで、十分その付近も併せてですね、検討していただきたいと思います。

次に5点目ですけども。町内の災害時に活用できる井戸のリストは出来上がったんでしょうか。

これ、せんだってもNHKのテレビでも言うておりましたが、一番先に困ったのはやはり水だそうでした。その水が入ってこんのは燃料といますか、輸送トラックの燃料が確保できないというような話も出ておりました。最近では新築、改築等でだんだん井戸が廃井戸といますか、そうなってこられて埋められておる現状があります。

そういう井戸をですね、できれば早めに調査して、ご相談をして残しておいて、ガチャポンぐらい付けておればですね、飲料水の確保も。井戸は非常に丈夫いそうです。地震があっても。その確保しておればですね、緊急時に沸かせば飲めるような水ぐらいは確保できるのではないかなと。

その付近はどんなになっておるんでしょうかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の防災対策についての2番目の5、災害時に活用できる井戸のリストに関するご質問にお答えしたいと思います。

井戸のリスト調査につきましては、藤本議員から以前ご質問をいただき、今後どのような方法でいつ実施できるか検討を続けたいという旨の回答をさせていただいておりました。自主防災組織等に調査を依頼すればいいのではないかとのご提言もいただいておりますけれども、この件に関しましては現在まだできておりません。ただ、今後は地区防災計画の作成を進める中で整理をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

まだ調査できてないいうことで。

調査はそんなに経費も掛らないと思いますし、今言います地区防災計画の中でも結構だと、それは思います。ぜひですね、地区防災計画立てるときのメニューの中ですね、その井戸の確保という付近はこちらからといいますか町の方からも提案していただいて、その井戸の位置とかそういう付近を確定しておいていただくということが非常にいいかなと思います。

まあガチャポン等でも付ければそんなに高い金額でなくてもですね、水のくみ上げというのはできると思いますし、それはぜひお願いをしたいと思っております。まあ、水はそれで終わります。

次に6点目ですが。災害時の通信手段として有効な業務無線やアマチュア無線の調査、各局への協力依頼はできないかということ。

前に話したときに調査すると。それから、職員の中の従事者とか免許持ってる方を調査するということでした。確かこの件は2度ほど質問しております。25年の12月にも、無線は災害時には非常に大事だと認識しており、調査研究するとの答弁でございました。

3月5日現在で、私の方で調べてみますと、アマチュア無線局は、高知県には6,318局、黒潮町で126局。業務無線で、高知県には3,783局、黒潮町に37局あります。また、無線従事者免許は持っているけれども現在開局してない方は、これの数倍はおられると思います。

町職員の中にも、従事者免許を持っていますが開局をしてない方、あるいは開局されている方、いらっしゃると思います。これはですね、まず町の職員から調べていけば、各課長にお願いして調査をすればすぐ簡単に分かることであります。あるいは、せっかく庁舎内は通信手段ができてますので、庁舎内のネットワークで調査すれば、ある、持っておる、持っていないの返事の付いたメールを出せばですね、一発で回答ができてすぐに集計できると思いますし。その調査をしていただきたいと思います。いざいざときに本当に役に立つと思いますし、ぜひその調査をしていただきたいんですが、できますでしょうかね。

それが分かったらですね、まず両庁舎の従事者免許を持つ方に協力をお願いして、コラボ局として開局すればですね経費もそんなに掛りませんし、前回お示した町村では、既に取り掛かってやっておられます。これも、先ほどのトリアージではないんですけども、普段日ごろの通信訓練ということしかございません。やはり練習しておくことが一番大事です。衛星携帯電話もいろいろ配備されて、通信の遮断といいますか、そういうような対応をされておることは十分承知はした上でですね、せっかくそういう機能がある部分を活用しない手はございません。

先ほど言いました、総務省のホームページあたりを開いたらですね、コールサインはすぐに分かりますので、その方たちの分をですね、その町の職員の免許を持っておられる方に相談して当たっていけば順番に分かると思います。

ぜひその付近をやる必要があらあせんかなと思いますし、どうでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の防災対策についての2番目の6つ目のご質問、災害時の通信手段として業務無線やアマチュア無線調査、各局への協力依頼等に関するご質問にお答えしたいと思います。

現在、一般財団法人の日本アマチュア無線振興協会という所と、一般社会法人日本アマチュア無線連盟への災害時の協力の仕組みの作り方の相談はですね始めておりますが、具体的な協定締結といったところまでの話には至っておりません。

それから、通告書の中の各局と連携で協力を依頼できたらというようなご質問があるんですけど、各局という意味がもし地上波やラジオ局という意味での協定の意味でございましたら、この取り組みは始めております。ただ、簡易業務無線局やアマチュア無線局個々に対してのアプローチであればですね、このアプローチについてはいまだできておりません。

これができてない理由はですね、情報通信の対策、まだまだたくさんの課題を持っております。防災行政無線が最も大きな課題だと思っておるんですけど。それぞれの課題、優先順位を付けて業務をやっておりますけれど、まず調査して名簿を作るにしても、その名簿をどういうふう活用するか。まずは、その活用訓練メニューから検討した方がいいんじゃないかと思っております。特に、年に一度の総合防災訓練の中でそういう訓練を位置付けて、そして名簿を調べて、名簿の方に具体的な協力が要請できるような体制の中で取り組ん

でいけたらと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

局というのは、アマチュア局とか、それから業務無線の局のことです。

ぜひその方たちに相談する前にですね、まず庁舎内ののが先やっていたらどうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

再質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、庁舎内の調査であればすぐにでもできます。今までもできてなかったん
ですけれど、これはすぐに実施してみたいと思います。

以上でございます。議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

いろいろあると思いますので、先にそれから始めてみて、その中で検討されたらいいと思います。

それでは大きい2 番に移ります。地域医療についてですが。

先の議会で答弁では、医療確保を最重要課題として位置付けていて、対策の強化をするということでありま
したが、どのような対策をしているのでしょうか。住民の話によりますと、佐賀地域から完全に医師がいなく
なる日が近づいてきているようではありますが、事実でしょうか。

これが事実とすれば、佐賀地域から完全に医師がいなくなれば、高齢化の進む佐賀地域の住民は津波以上に
毎日不安を抱きながら生活をされることとなります。12 月議会には拳ノ川診療所の医師確保の問題を質問致し
ましたが、地域住民の生活の質を高めるためにも、佐賀地域に診療所は絶対必要です。26 年の10 月10 日第2
回まち・ひと・しごと創生本部報告資料でも、医療、福祉、公共交通など、生活基盤の確保に向けた取り組み
を支援するとあります。どんな知恵を見せるのでしょうか。

診療所の電子カルテ化もテレビ会議システムを導入したらですね、地域に来られても最先端の医療情報やカ
ルテ等の共有で症例相談ができれば、来られる先生も安心して治療にできるのではないかと思っております。

そういう対策は行われるのでしょうか。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員の地域医療についてのご質問の、医師確保に向けてどのような対策
をしているのか。また、佐賀地域の医師がいなくなる日が近いことは事実か、についてお答えしたいと思います
です。

昨年4 月から、拳ノ川診療所の常勤医師が不在となって、現在まで、この医師確保につきまして町の最重要
課題と位置付け、取り組んできたところでございます。

県の医師確保課や、国保連合会などはもちろんのことでございますが、町内のみならず近隣の医療機関も含
めて、この医師確保に向けた情報収集のための名簿等を活用しながら対応してきておりますし、役場の全職員

におきましても、現状と課題を共有してもらい、医師確保につながる情報提供を呼び掛けてきました。

さらに、町長を筆頭にして、執行機関会議、職員におきましても、あらゆる機会を通じまして、この医師確保に向けた協力と情報提供を要請してきているところでございますけれども、現時点においても、有効な情報等は入ってきていないという実情でございます。

また、健康福祉課が中心となって、黒潮町における医療体制の現状と課題を整理しながら、地域医療の在り方についても検討協議を重ねてきており、医療と介護の連携が地域医療に不可欠と、こういう認識を共有していることから、医師確保に向けて全庁的に取り組みを進めているところでございます。

このような取り組みを進めている中、新たな動きがございました。

議員のご質問にもございますけれども、佐賀地域における、もう一つの医療機関である佐賀診療所の真崎医師から、佐賀診療所を年内には辞めようと考えている。拳ノ川診療所の医師が決まれば、一緒に佐賀診療所もお任せできないだろうか、という連絡がございました。副町長とともに佐賀診療所を訪問して、何とか慰留に努めましたけれども、その真崎医師の意思は固く、再考の余地もないように感じました。真崎医師自身も今後の対応としまして、いろいろな角度から友人、知人に当たってくれたようでしたけれども、希望の持てる情報は全くないということございました。

県の医師確保課および国保連合会等にも、この佐賀診療所医師の意向を報告し、あらためて医師確保への協力を要請しているところでございます。

以上で、藤本議員への答弁とさせていただきます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

本当に残念ですが、そういう状況になってきております。

そうしますとほんとにそこでね、生活しゅう人の不安感、津波よりか強いと思いますよ。

そこで町長、お伺いしますが。町長も忙しいでしょうから、まあ、副町長が忙しいないいうわけじゃないですけども。副町長、地域住民課長、健康福祉課長で特別医療対策チームという名称でも作ってですね、編成して、報酬等の交渉権も副町長に与えてですね、全国を飛び回ってくるぐらいの必要があると思います。非常事態だと思います。

住民にとってみれば、津波も確かに怖いですけども、ある人は突然具合が悪くなったときに近くに医者がないということになれば、これはもう心情的にはですね大変なことです。非常事態なんですよ。非常事態であればですね、その対策チームぐらいつくって対応していくべきではないでしょうか。

あらゆる方法といえば、番組名は知らんですが、住民の方と話しようときに、あるテレビ局が無医村に医師募集を呼び掛けしたところ、新しい医師が着任したとかというような、会話の中でもありました。町としてはありとあらゆる方法を使って、その対策チームを中心にですね全国ネットでやる。ほんで、2人、3人だけが動いてもすぐに見つかるとは限りませんが、いろんなところでそのことを話していけばですね。待つじゃなくてやっぱり攻めの一手でいかんと、同じような状況の所は各地域にあることは承知してますので、どこも一緒やと思うんです。その中で、何をアピールして医者をごちらに赴任していただくかということは、よほど考えたやり方でないといかんと思いますし、その交渉権を持つ3人の方ですね、ある一定の権限を与えて全国を飛び回っていただくということぐらいはできるのではないかなと思います。

身近な医療機関がなくなれば、早期治療ができなくなり、3月1日の国保新聞にもよりますと、初診料も紹介状なしで受診した場合には5,000円ないし1万円、定額で高くなるという状況も出てきます。国保会計の医

療費の高騰も影響してくると思いますし、両診療所が機能していたときは国保料も安く、医療費も安かったと思います。今回は国保会計に6,000万の一般会計の繰り入れをしておりますが、今後ますます不足が生じてきます。

やはり町長以下、全員が緊急事態との認識を持つ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し課長の答弁と重複するところが出てこようかと思いますが、ご理解いただければと思います。

この佐賀診療所の医師から退職のご意思をお伝えいただいてから、こんにちまでの間の取り組みでございませうけれども。もう既に当たらせていただいている所もございませうが、まだ当たれていないところもございませう。一番注力してきたのはその名簿作りですね。いわゆる一番医師確保について効果が高いのは、医局であるとか、あるいは医師ご本人のお持ちのネットワークがやっぱり一番効果が高いわけございませうして。そのご紹介いただける先生と個々にスケジュール調整をさせていただいているというような状況でございませう。

今月中にも1件の先生と、その先生にお越しく下さいということではないですが、ネットワークのご紹介、人脈のご紹介をいただきたいという調整をさせていただいているところでございませう。

それから今、お聞きしましたテレビ局の無医地区への医師募集のというご提案をいただきました。実際のところ、ここまで考えが及んでいなくてですね、実際に有効な手だてだと思っております。このような事例も参考にさせていただきながら、確保に努めてまいりたいと思います。

特に佐賀地域の診療所の利用者数等々考えてみますと、本当に議員のおっしゃられるとおりの緊急事態でございませうして。佐賀地域から常勤の医師がいなくなるというのは、自分たちとしても到底、町内の医療体制を考えたときに容認できる状況ではございませうので、引き続き最重要課題として取り組んでまいります。当然のことながら、ネットワークだけではなくて医局の方へもお伺いするよう、今議会に提案させていただいております当初予算の中でも、その医師確保のための出張旅費等々も提案もさせていただいているところでございませう。それを活用しながら、医師確保に努めてまいりたいと思います。

また、この場をお借りしまして、ぜひ議員の皆さま、そしてケーブルテレビをご覧の住民の皆さまにも、有力な情報等々がございましたら、役場の方へぜひご一報を入れていただければすべて対応させていただきたいと思っておりますので、この場をお借りしお願い申し上げる次第でございませう。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

その対策チームをつくるかつくらんかというのはまだ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

既に議員からご指摘いただいたメンバーの枠組みの中で動いておりまして。それから裁量権の、具体的にご提示いただきました、例えば医師給与の裁量権等々の問題につきまして、こちらまあ、少し条例とも関係してくるので少し答弁もしづらいところもあるんですけども。ある一定の幅を持って交渉することをやむなしと思っております。緊急事態ということもございませうして。

また、そこである一定の裁量権を使うことも、住民の皆さまにもご理解いただけるところではないかと思っ

ております。そういう話はもう既に副町長、それから地域住民課長ならびに健康福祉課長と自分とでは相当の協議もしてまいりましたし、議会閉会後は具体的な行動フローを作りましょうという話になってございます。その中で、いったん意思統一をさせていただいて、ここまでの裁量で条件提示ができますというような基準は作りたいと思います。

しかしながら、基本的には、やはり自分が出向く必要があろうかと思っております。そこらへんの行動計画、自分のスケジュール等々との調整も兼ねてですね、具体的な行動フローを早急に組みたいと思っております。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

着々と計画はしていただいておりますので、まあ少しは安心しますが。

医者がいなくなるというのは本当に、心情的には心配なところがたくさん出てきます。津波よりか、まず心配すると思います。ですから、そのことを考えさせていただいて、早急に対応をお願いします。

黒潮町の出身の医師名簿ぐらいいはもう既に、まあ今の話聞きますとできておると信じておりますが。結構、黒潮町に関係した医師もおられると思います。その医師が来てくれれば一番いいわけなんですけども、なかなかそういうわけにはいかないと思いますので。先ほど町長がおっしゃられたように、その医師を一つのネットワークの拠点としてですね、それからまた広がっていくネットを組んでいただいて、ぜひそういうような情報が入りやすいようにやはりしていただくということが大事だと思います。

そのためには、そのネットワークの基になる、情報の基になる医師の所へは足数をやはり踏んでですね、ほんとに緊急事態じゃということがその相手側に伝わって初めて、その相手側も動いてくれる意気込みが違ってくる。そこが大事です。そのために、まあ町長が出向いても行くのが一番ですけど、取りあえず副町長を筆頭にですね、そういう形で動いていく。そして、そこに再度町長がお願いしに行くというような体制ですね。今後やっていただきたいと思っております。

これは今からやっていただけるということでよろしいですかね。

それでは、このことについては本当に佐賀地域、拳ノ川地域を含めですね非常に困っておりますので、もう緊急事態ということでやっていただきたいと思っております。

次に、情報基盤のことですが。

3月31日に、正午にデジタル変換が終了が迫ってきておりますが、スムーズに移行されるように対応しておりますでしょうか。

この質問の通告後に、ケーブルテレビのデジアナ変換に関するお知らせという文書が届きましたので、少しは安心致しました。その中で少し思っておりますのは、単身高齢者の方への対応はどんなになっておるのでしょうか。この文書が来てからですね、センターの方にもちょっと電話をさせていただきましたら、センターに取り行くということです。役場の方はそういう指示でありましたと。まあ、送付をしていただくという方法は取れないか。近くで器用な方があれば、簡単に設定もできる方もおるかも分かりませんし、必要に応じて郵送なり配達なり、方法を取っていただくことも必要ではないかなと。山間部に住む方は、なかなかそのセンターまで取りに行くことは難しい方もおられると思いますので。センターに聞くと、もう取りに来ることを原則として町から言われておるということでしたので、その付近もお伺いします。

それから、公共施設の対応はできておるかということです。

前日も言いましたが、公共施設の中には、例えばこぶしという施設が拳ノ川の保健センターの下にあるんですが、あそこが災害時にもテレビが映ららったということで、今度テレビは買うようにしたようですが。あこの

中にある、プロジェクターに付いておるチューナーなどはアナログのままなんですよね。そのアナログのままのチューナーなども整理されておるのでしょうか。もうすぐ迫ってきておりますので、まだ時間はありますが対応をしておいていただくことが必要ではないかなと思います。

それともう1点は、テレビがアナログテレビをもう替えてデジタルにするという方が結構、今回を機会にですね出てくると思います。まあ、デジタルテレビも安くなってきておりますので。そうしたときにですね、アナログテレビの廃棄処分、リサイクルといいますか廃棄処分がたくさん出てきますので、町が例えばこの機会に申し込みを受け付けてですね、まあ希望する人ですよ。受け付けて、廃棄を安く処理ができないかということです。

これをなぜ言うかといいますと、町内各地をいろいろな所を回ったりしよとですね、人里離れた町の道や県の道などの脇にある山とかですね、あと同僚議員が質問にも出てくると思うんですが。そういうときに、荒地に放置されたテレビとか冷蔵庫とかがよく目立って地権者が困っておるとい話も聞きますので。もうこの際ですね、そういう対応ができたらいいかんと思っております。

いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の情報基盤整備についてのご質問、まず1番目の、デジアナ変換の終了が迫ってきたが、スムーズに移行されるように対応しているかというご質問に、まずは通告書に基づいてお答えをしたいと思います。

デジアナ変換につきましては、平成27年3月31日終了でございます。その周知につきましては、ケーブルテレビ番組、そして広報。ケーブルテレビ加入者へは文書の通知を2月末に行い、全世帯対象の回覧ちらしにつきましては、大方地域について3月16日、佐賀地域については3月18日に配布を計画しております。

ちなみに、地上デジタルチューナーの手配に関しましては町が行いますが、機器の設置や設定は加入者の負担となっております。従いまして、現在のところ輸送、配送のサービスについては町の方では検討できておりません。

また、生活保護の方については、幡多福祉保健所が直接訪問した際に周知を行い、高齢者世帯に対しては、今後、福祉係の方から高齢者教室等の場で周知をしてみたいと思います。

また、不用となったアナログテレビの廃棄につきましては、町として何かできることはないか検討も行ってまいりましたけれど、従来どおりの、個人が電気店等にお問い合わせするか、郵便局にて手続きをするかの対応しか方法がないのが実態でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ単身の、その高齢者の方が今さっき言ったように1,400世帯ぐらいあるようですけれども。そういう方たちが使っておられる部分についてはですね、ぜひその送る方法をちょっと検討していただくというわけにはいかんかなと思います。センターへ取りに行く、あまりにもしょくし定規な考え方であろうかと思ひます。ぜひその付近を再度検討していただくゆとりはないものかなと思ひます。

テレビの方はですね、廃棄物処理法とかいろいろありますので、なかなか町が集めてやるというのは難しい

かも分かりませんが。私が心配するのは、それが放置されたりすると非常に困ったなと思うことがありますのでお伺いしたわけです。

それから、公共施設の答弁がございませんが、情報防災課長よろしいですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません。通告書にはそのことがなかったもので、ここで答弁をさせていただきたいと思います。

公共施設につきまして、まず具体的にご指摘がありましたこぶしにつきましては、デジタル対応ができております。それからその他の公共施設につきましても、3月31日でテレビがそのままであれば映らなくなりますので、当然対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、よろしくお願ひします。ばたばたせんように移行できたら非常に嬉しく思います。

続いて、4局目の再送信が26年度も危うくなってきておるように聞いておりますが、町としての最終の決断の時期はいつでしょうか。

私も議員になって休まず16回質問を致しましたが、そのうち、このことについては8回質問しました。しかし、予定を示され、その都度その都度日止めになり裏切られてまいりました。この4局化の問題は合併後の説明会にも、4局目の放送が入ることを前提にしてきた経過もあります。多忙な中、職員は何とかしたいと思い、努力していることは十分分かります。しかし、同意が取れなければ他の方法を考える時期ではないかと思ひます。他の方法を考えるとした時期は昨年末だったと思ひます。が、それから1年過ぎました。その時期はいつと、町長、考えておられるでしょうか。

答弁を求めます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

民放4局目の再放送同意についてのご質問にお答えさせていただきます。

なかなか民間会社との調整でございまして、すべて公の場で、すべての関連事項について申し上げることができない部分もどうしてもありまして、そこらへんのことにはちょっとご理解いただきながらお聞きいただければと思ひます。

まず、その他の手段といひますと一つしかない言いわけでございまして、大臣裁定のことをご指摘いただひていると思ひます。これにつきましては2つ懸案がございまして。

まず一つは、大臣裁定に持ち込んだからといって必ず民放4局目は達成できるのかという問題がまず一つございまして。これは大前提でございまして。

それからもう一つは、県内の民放各局との関係の良好性、これを4局目を達成した上で、かつ、この良好な関係を維持していききたい。こういったことがまず大前提でございまして。

それからこの判断基準でございまして、昨年末というのは、この前の12月ということでもよしかつたでしょうか。昨年度末と。

(藤本議員から「年度末。3月末です」との発言あり)

失礼しました。

それ以後ですね、県内民放でないもう一方の、同意を出す主体の愛媛朝日さん、こちらの方とも協議を進めておりました、この協議の内容についてはできる限りのことを議会でこれまでご提示させていただいたところがございます。そちらの方との調整を行ってまいりました。しかしながら、その調整の中で慎重な配慮を持って行動してくださいというような合意形成に至っておりながらずっと行動してきたわけでございますけれども、その後、実は県内民放へも働き掛けをさせていただきました。そしてこちらの意思をしっかりとお伝えし、時期につきましても、ある一定の明確な時期をこちら側からお示しをさせていただいているところがございます。

この場ですね、なかなか何月という、関連ファクターが多数ございまして、民間会社にとってこの場で自分が発言していることと悪いことがあろうかと思っておりますので、さび分けをしながらお話をさせていただかなくてはならない案件だと思っておりますが、こちらの方からも明確な時期はお伝えを致しております。具体的に何月というお話をさせていただいております。そこで、できればその他の手法によらない合意形成。まあ合意形成といたしましても、よろしゅうございますと民放各局から具体的に同意をいただく必要は法的にはございません。しかしながら、4局目が再放送をしていただける同意をいただけるための基盤づくり、いわゆる環境整備。こちらにつきましても言質はいただきたいと思っております。それが、今回県内の民放各局へお示しさせていただいております時期、これが今回の議員のご質問の趣旨であります、その他の手法を選択する時期はいつかということと一致するということでございます。

議長 (小永正裕君)

藤本君。

9番 (藤本岩義君)

このことについては一生懸命やっておられることは、職員以下、本当に頑張っておられることよく承知しております。困難なことをいろいろと言われてもですね、その中でいろいろと手を尽くしておられるということは承知しておりますが、住民の方は非常に待っておられると。相当長らく待っておられますので、そのことを頭の中にはめていただいて、今後一層強くですね要望していただきたいと思っております。

続いて、地方創生事業でどれだけの事業費が浮くか。浮くとすれば、山間地域の水路等の小規模災害に活用できないかと、単純にこのことを挙げました。

というのは、地方創生の部分でですね、今黒潮町がやっておる部分の大部分がこの事業の適用になるのではないかと町長も言っておられたことがありますので。なるとすればですね、その事業である程度事業費が浮けば、農債等の中で、町単だったら農地だったら50パーセント、施設やったら25パーセント、資材買うがやったら25パーセントの負担となっておるようですが。それをできればですね、補助対象になった農地の分であれば8パーセントですか。増高申請すれば3、4パーセントになるようですが。そういう方法に近い形で、浮いた部分を回せないかというのです。

地方創生事業にも山間部にはなかなか届きにくいかもしれません。山間部の水田の耕作者はですね、耕作放棄地にならないように高齢にむちを打って頑張っておられる方がほとんどです。町単ですにしても負担金が重荷になっていますし、面積も少なく、田園地よりもり面が多く、もともと採算が取れないか、計算すれば赤字の世界です。災害があっても何万も出せる状態ではないことはご承知ではないでしょうか。災害としてできる農地でも負担金が高く、とても支払えないとあきらめる方も出てきております。まあそれは、町から示されるのは増高申請の金額ではなくですね、手前の金額です。せめて増高申請になるぐらいの金額でできればな

と思います。上流部の山が荒れ、耕地が荒れ、人口が減り、高齢化が進み、地域の維持ができなくなってきています。上流が衰退すれば黒潮町も衰退します。水田なども、耕作放棄すれば自然のダム効果もなくなりますし、せめて押し寄せてくる衰退の波を弱めるために、増高申請適用ぐらいになったぐらいの負担金になるようにできないか。特に水路には町有財産です。利用者は農家ですが、体力の弱っている農家に負担を求めるには厳しい状況になってきております。

このままでは耕作放棄の増大を招きますので、対応を考えられないかということです。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の4番目、地方創生について、通告書に基づきましてお答えを致します。

地方創生事業でどれだけの事業費が浮くのかというご質問でございます。今議会では、地方創生事業に係る、いわゆるまち・ひと・しごと創生に関連したご質問も多くございますので、まず、その概要についてご説明を申し上げた後、ご答弁をしたいと思います。

平成26年12月に制定された、まち・ひと・しごと創生法の第1条によれば、わが国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するということが目的でございます。

そして、日本の人口の現状と将来の展望を提示する国の長期ビジョンおよび今後5カ年の政府の施策の方向を提示する国の総合戦略が閣議決定されたところでございます。

これを受けて、地方自治体においても、創生法の第9条および第10条の規定により、国の策定した長期ビジョンおよび総合戦略を勘案して、地方自治体の人口動向を分析し、将来の展望を示す地方人口ビジョンを策定して、それを基に、今後5カ年の政策目標とその目標達成のための施策を提示する地方版総合戦略の策定に努めなければならないとされてございます。

この地方版総合戦略には、国の総合戦略に盛り込まれた政策5原則の趣旨を踏まえて、盛り込む政策分野ごとに5年後の基本目標を設定することになってございます。

そして、その策定に当たっては、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、産業界や国の関係行政機関・教育機関・労働団体・メディアなど、いわゆる産官学金労言で構成する推進組織をもってその具体案を審議・検討し、地方公共団体自らが行うこととされてございまして、平成27年度を初年度とする5カ年の地方版総合戦略は、遅くとも本年10月までに策定する必要がございまして。

そこで、地方版総合戦略に勘案するとされている国の総合戦略と政策5原則を見ても、まず総合戦略には、地方への新しいひとの流れをつくる。ひとのながれということと。地方にしごとをつくり安心して働けるようにするしごとづくり。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。結婚・出産・子育て。そして時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るまちづくりといった基本目標が掲げられておまして、この基本目標を達成するための施策が種々記述されているところでございます。

一方、政策5原則は、従来の政策の弊害を排除しまして、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、自立性、将来性、地域性、直接性、そして結果重視の原則を掲げ、それに基づき関連する施策を展開することになってございます。

さて、ご質問では、地方創生事業によってどれだけの事業費が浮くのかということでございます。浮くというニュアンスから致しますと、どれだけ自由に使えるお金ができるか。いわゆる一般財源にどれだけ充当でき

るかということになるかと思えます。そのことに関連致しまして、これまで私たちのとこに届いている関係資料から、まち・ひと・しごと創生に関する Q&A を参照してみますと、例えば、建設地方債対象事業、いわゆる公共事業には交付金は充てられるかということでございますが、これは対象外となっております。

しかし、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合と比べて、設定する重要業績評価指標の十分な向上が見込まれる場合には、施設整備も対象とするとございます。

従いまして、ソフト事業と組み合わせをすれば、ハード事業も対象されるわけですが、まち・ひと・しごと創生に係る基本目標の達成のためには、先ほど申しました重要業績評価指標の設定が求められてございます。関係資料では、KPI という略称で表現されていございます。キー・パフォーマンス・インジケータというようでございます。これは、創生法の第 8 条第 3 項の規定によって、それぞれの基本目標における数値目標を設定する際に、その数値目標の達成度合いを検証できるよう定める客観的な指標のことを言います。

そして、その達成度というのは、行政活動そのものの結果ではなくて、住民の方にもたらされた便益に関する数値目標でございます。このように、まち・ひと・しごと創生に係る地方版総合戦略の策定は、創生法に基づいて、その対象事業によって事業量や事業費も明らかにされてこようかと思えます。従いましてどの事業が採択されるのかまだ不透明な現状ですので、明確なご答弁ができない状況だと思っております。

議員からご質問にありました中山間の水路のことですけれども、メニューいろいろ読んでみますと、このまち・ひと・しごと創生は中山間対策における施策等もございまして、先ほど申し上げました 5 原則の中にまちづくりというものをご紹介されてございました。そのパッケージの一つに、中山間地域等における小さな拠点というメニューもございまして、

この場合、KPI 成果目標は、その拠点の形成数ということになりまして、その拠点形成に必要な施策として、例えば農業において、地域の社会経済活動を支える環境の整備を推進するというものも含まれてございます。中山間地域に小さな拠点を形成する際に、例えば稲作等の収益拡大で経営を回ろうとすれば、用水路の整備も必要でありまして、その事業は地域の社会経済活動を支える環境の整備の一環だということも考えられますので、対象の事業にはなり得るのかなと考えられます。

ただ、議員がおっしゃる小規模災害という切り口でいきますと、まち・ひと・しごと創生事業ということではなくて災害復旧事業が妥当かと思われまして、前段基本目標の数値関係もございまして、一概にできないとは言いきれませんが、地方版総合戦略を策定する上で明らかになるかと思っております。

ただ、こうした事業を行うことで一般財源の方にゆとりができれば、災害の補助裏というのはまた別のところで検討することになるかと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

非常に分厚いこの本を読むよりか簡単に説明していただきましたので、ある程度分かりました。

今のところ金額の確定はしないことはよく分かります。しかし何とかしてですね、そういう浮いたお金で、農地であれば 50 パーセント、施設であつたら 25 パーセントと、災害にも適用にならんような小さいその水路の改修等でも、農家の人にとってみればそれを負担する力がもうなくなってきてます。そういう、先ほど言いました衰退の波が寄ってきてますので、それを何かの方法で防波堤としてやっていかななくてはならない。

例えば、馬荷なら馬荷の水路の所、近くは災害にならない。下がくえてないので災害にならない。しかし、水路のコンクリはなくなっておるといようなこととかですね。米原辺りは、その水路がこの前の台風等で土

砂とか木とかで埋もれておるといことも聞いておりますし。そういうような所も山間部にはたくさんあります。そこに気が付いておられるとは思いますが、ぜひですねそういった浮いた部分をそういう所に適用していただいて、そこで生活しておる人が、主力が75歳ぐらいの人らあばかりですので、そういう所が何とか明るくなっていけばですね、地域が全体が明るくなってきます。そういう所を捨てないように、見捨てないようにやはりしてほしいと思っておりますので。これ以上は言いませんが、その言う少しでも事業を取り入れて、浮いたお金でそういう所に適用できるように。単純に50パーセントじゃ25パーセントじゃなくてですね、そういうところ配慮しながらこの付近も検討していただきたいということをお願いして、これは終わります。

続いて最後になります。議案への質問も致しましたが、支所機能の充実を図るべきときに、支所機能を縮小しているがなぜでしょうか。

町長や関係者、町民の熱意が認められ、高規格道路へも西へ西へと延伸の方向が見えてきていますし。特に佐賀地域は津波高日本一ですので、避難道と同じく命の道として、早く佐賀まで、早く大方まで、待ち望んでいることは承知していると思います。私は、建設課の中に逆に高規格道路対策室をつくり、事業の推進を図るべきだろうと思います。また、海洋森林課は漁業の町、カツオの町、黒潮町の重要な役割を担っています。課長の業務を分散するということがいかなんかかと考えております。

議会の初日の町長の施政方針8ページにはさまざまな対策が記載されていますが、このことを実現させるためには、支所機能の充実と課長の業務を分散させないことです。ここに書いておることと矛盾すると思います。私も合併協の幹事をやらさせていただきましたし、町長も当時の協議会の委員であったと思います。当時の事務局では、現在職員はここに出てきておる矢野出納室長とほか2名の係長が現在おりますので、その方らに聞けばよく分かってるはずで。

当時の合併時のイメージでは、21年までに佐賀総合支所5課、大方総合支所7課であり、支所機能の充実に関することを協定項目の19では、対等合併の趣旨に基づき両町に総合支所を築け、現在のサービスの水準の低下させないように努めるものとする。2番として、合併の効果を発現させるために簡素で効率のよい機能を目指すものとするがあります。

ところが4年もしないうちに、松田副町長もその当時係長であったと思いますが、係長で検討委員会をつくり、その答申を受け、佐賀支所だけを再編しようとしたことがあり、もめたことがあります。先の議案の質疑のときにも言いましたが。また、合併前の旧佐賀町時代には合併をしなかったときの想定をし、機構改革を協議したことがあります。住民の利便性や心情を考えたとき、最低でも3課は必要という結論にしておりました。その思いは幹事会の中でも話したことがあります。佐賀地域の住民の声としては、2課にするのはもってのほかとか意見も出ていますし、大方町と佐賀町の合併を勧める会の役員や、合併協の委員をなされた方などもそこまで簡素化は求めていないし、提案されることがおかしいとまで言っております。そのことに思いを寄せることはできませんでしょうか。

国も支所機能の充実を図るために交付税も交付すると言っておりますし、支所機能の充実を図るべきときに支所機能を縮小しているのはなぜでしょうか。

1年前の議会で、佐賀支所が防災計画の拠点施設として移転計画がないかと尋ねましたところ、佐賀支所をなくするとか機能縮小は考えてないということでございました。1年もしないうちに機能縮小ですか。やはりこれは、何か寂しい思いがします。私は佐賀だ大方だということはないとは思ってますが、あまりにも佐賀支所の所にそういう仕打ちをしておるようにはかと思えません。前回もそうですが、今回もそうだと思います。佐賀支所の建設課長の業務は他の課長に比べて少ないと考えておられるんでしょうかね。副町長はどうもそのように、前に相談したときに答えておられましたが。実際に課長に聞いたらいいと思うんですけども、この場で

聞くのはちょっと酷ですのでやめますが、本当に大変な仕事をやっておられます。それを、今度統合することによって1人の課長に集中するということになってきます。

町長、対等合併だいうてこないだも言っておりましたが、対等合併ですので庁舎の有効活用も大事です。だとすればですよ、逆にそこが少ないとすればですね、まちづくり課と建設課と一緒にしてですね、佐賀地域広いですから、庁舎ができるまで広いですので、そこへ持っていたらどうですか。それでも十分機能はすると思いますよ。それで機能するというのがあれば、そんなことも考えんずくにですね、ただ単に少のうにしたらええというのはどうも、どんなに言っても納得しないんです。

それはなぜか言いますと、佐賀地域は合併したので、いずれは少なくなっていくことは承知はしていますよ。してはいますが、あまりにも急激に下がってきますと、少なくなってきましたと、非常に寂しい思いもします。今は教育委員会がおられますので多いように感じますけども、教育委員会は統合といいますか庁舎ができたらそこへ移るんでしょう。教育委員会をそこへずっと置くというのであればですね、中土佐のように置くのであれば、それはまた別の話だと思うんですけども。そういうことじゃなしにだんだんだんだん、最後に蓋を開けてみればもうほとんどなくなって、庁舎の新築もせんずつにそのまま終わるのではないかと危惧（きぐ）されております。

四万十町は本庁舎を直すよりも先に支所の方をきととしてですね、本庁舎を直しておりましたが。そこらからいきますと、佐賀庁舎の行き場所もない、まだ決まってない。そんなようなところでですね、また中身を減していく。課を減していくというのはですね、住民にとってみれば非常に寂しい思いもします。

先ほども言いました、診療所がなくなるのもおんなじことなですよ。やっぱりそこに住む人の思いに、地域の住民の思いに寄り添ってもらおうということはできないもんですかね。人口から言うても倍ですが、それからいくと今6課ありますかね、本庁の方には。その半分、3課で大体バランスも取れるんじゃないですか。やっぱりある程度バランス的なことも考えていただくということが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは藤本議員の一般質問の支所機能の充実につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

海洋森林課と建設課の統合につきましては、今現在、町の置かれている現状から提案をしているものでございます。建設課においても、高規格道路の建設促進業務、町道管理、町営住宅の管理など、重要な事業を行っている部署と認識をしております。

現在、町全体、総合的に見まして、南海地震対策事業、庁舎建設、都市防災事業、地方創生事業など、大変な事業量が増大しておるところでございます。それは、今年度の107億円という当初予算にも表れているところでございます。

本議会の質疑で町長の方からもお答えを致しました。人口減少の中で、職員の削減は避けられないものと考えております。限られた人員の中で、住民サービスの低下を招かないように、町全体で考えていかななくてはならないというふうに思っております。

一番柱に置いているのも、行政サービスをいかに生産することがきるかということでございます。組織体制と、どういう人員配置が最も効率的に行政サービスを生産することができるかを協議を重ねてまいりました。そのことが、佐賀地域のサービスにもつながるというふうに思っております。

その中で、建設課の土木係の1係、1課長という状況を、まず解消を致しまして、余剰を作りたいと。そし

て、新聞にもございましたが南海地震対策の係員を配置し、今年度、訪問説明等により、300件以上の要望のあった住宅の耐震診断委託から改修委託の業務を早急に進めたいというふうな計画をしておるところでございます。こういうことは、町全体、佐賀地域の行政サービスの向上につながっていくものとも思っております。

この統合で、海洋森林・建設課は、水産振興係、漁港港湾係、林業振興係、土木係と4つの係となります。ほかの課長も同じような重責を担っていただいておりますのも現実でございます。統合してからも、行政サービスの低下を招かないように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

どうも、その言いようことがかみ合わないんですが。

建設課が1係1課長じゃいうていうのは、決してこちらが決めたがじゃ何でもなくてですね、中に合った仕事といますか。住宅の係も町工が終わったということで、住宅係もその他も含めてですね、水道も含めてですよ。この下見てください。同じ課の中に水道係ございますか。課の所の離れた所の、健康福祉課の隣に座りますよ。このことそのものがですね、合併時の申し合わせ事項、庁舎の有効活用というところから離れているんですよ。先ほど言いましたように、私も合併協の幹事でしたので、そういうところもいろいろ話したのですが。なかなかひとところへまとまらんであろう、新庁舎ができるまではね。だから、有効活用という項目が入っちゃうんですよ。

だから今、教育委員会もですね、今からどれぐらい前でしたか、決済したのを持ってきておりましたけど。当時ですね、ここに教育委員会ありまして、大方と佐賀にあつてですね、ここへ一つにまとめるいうたときに、非常に狭いので一部改築したいいうて起案が挙がったことがありました。私のところは見ませんでしたけど、後で気が付いてそれはおかしいんじゃないかいうことを言ったことがあります。有効活用であれば、広いたくさん部屋がありますので、そこを活用するのが一番なんですよ。現在それを受けて、教育委員会は佐賀地域にあります。しかし本庁舎が出来上がればですね、そちらへ移ることはまず間違いないであろうということは誰もが認識しておるんですよ。

先ほど言ったように、業務を考えてもですね、それだったら先ほど言うた答えにはなっていない一つが、それだったらまちづくり課をまとめて、建設課と合併してまちづくり課をあこへ持っていけばですね、十分広さもありますし、水道の係の所も離れた所じゃなくて、同じフロアの中で仕事ができますよ。あつからここへ来るのも、こつから佐賀に行くのもおんなじことですよ、職員にとってみれば。ただ、町長、副町長がここにいない。従前は、副町長が2人制で佐賀にもおりましたけどね。けどそれ1人制にして、すべてこちらにおられるんで。その方が便利がええかも分かんんですけども。そのことと、地域のやっぱり住民からとってみゃ非常に寂しい思いをしておることも事実なんですよ。コーヒー一つそこで飲むにしてもですね、職員が来ておれば一杯の缶コーヒーでも飲みますので。こちらへ来れば、この地域の缶コーヒーを飲みます。多分大方地域のお店の方が、あんまり合併して寂しさというのではないと思うんですよ。しかし佐賀地域のお店の方たちにとってみればですね、相当少なくなつてきておると思いますよ。だからその上にまた、もうぎりぎり3課だと思つておつたのがですね、また減されるというのは、どうも充実じゃなくて、もう佐賀支所をつぶす気じゃないかと疑いたくなります。移転場所も決めてないし、そんな話もひとつも出てこないということは。

やっぱりその付近をきちっと考えられませんか、副町長。副町長もその前のとき、言いました係長のときにですね、そういう答申受けたときも考えてないので、多分実態が分らんがじゃないですか。そういう思い

や願いが。

再度お願いします。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

合併のとき以降、佐賀支所につきましては配置等について配慮をしていくというふうなことは、そのときから言われてきたことのように感じております。そのことにつきましても、今回、子育て支援法の改正により教育委員会の担当、保育所の担当を教育委員会に移すというようなことも、機構として条例ではないですけども業務の移行と。業務の伴って担当も移すというようなことも行ってございます。

そして、黒潮町のこの機構改革が終了するというわけではございません。全庁的な機構の中で、今の保育所なり業務的なものと一緒に担当の人材、人をですね移していくというようなことも今後考えていかななくてはならないというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

保育所の所を教育委員会へ移した言うけど、先ほども言ったように、教育委員会ほいたら変えませんか。教育委員会を本庁舎が出来上がったときに、もう佐賀へ置きますか。それぐらいの腹積もりがございませうか。

それと先ほど言いましたように、まちづくり課を建設課と一緒にできませんか。できないんだったら、水道の係を同じフロア置いてない部署をですね、水道係、今電子的なものはすべてそういう通信でやっていますんでオーケーだと思うんですが。そういうことをしたら何にも問題ないんじゃないですか。どんな差し障りがあります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

議案質疑のときも答弁させていただきましたが、配慮を全くなしに提案させていただいてるわけではございません。この話が出てきたのはですね、もう既に2年以上前のお話でございまして、それからもずっと協議も続けてまいりました。

まず第一は、質疑の答弁ならびに本日副町長からも答弁ありましたように、住民サービスの総量、これを低下させないということがまず第一でございます。そのために、いかなる組織体制が必要であるのか。そして2つ目は、これも議員がご在任中の4年間の予算を見ていただくと分かりますように、標準財政規模の、今年に限って言いますと2倍以上の当初予算の計上、ならびに昨年度からの繰り越し事業を合わせますと、正味の予算でも125億と。一般会計で125億。これの2.数倍の予算でございます。こういったものをいかように執行していくのか。こういった体制はどうあるべきなのか。これをまず大前提と考えなければならぬと思います。その上でさらに、対等合併でございますので、支所、支所が配置されている佐賀地域への配慮。こういったことでございます。そう考えますと、課長のポストは1つ減りますが、人員的には、例えば先ほど申し上げましたように、今後教育委員会がどこに行くかは別にして、このタイミングでしっかりと、人員が減って寂しい思いのないようにという最大限の配慮も踏まえて、保育所の所管の移行を教育委員会の方へお願いさせていただ

いたと、このようなことにもなってございます。

またさらに言いますと、黒潮町の中の大方地域にはない配慮。例えば、北部地域に保健センターがござい
ます。こういった所の保健員の配置。こういったこともやってるわけでございます。そのようなことで、総合的
に勘案した上で今回の提案に至っていると。まず、ここはご理解いただきたいと思っております。

それから、佐賀地域の方が寂しい思いをされる、これも当然の住民感情だと思えます。そうであれば、そう
思わないための組織機構以外のところで何らかの配慮ができないか、措置ができないのか。こういったことを
考えるのは、またこれも自分たちの職責であろうかと思っております。そういったことを総合的に勘案して、
今回の提案に至っているということをまずご理解いただければと思います。

その上で、今後、地域特性で少し大方と佐賀が特性的に先鋭化といいますか特徴化が図られる部分ござい
ます。一つは高規格道路でございます。これは高規格道路の用務が多忙になってくるという意味ではなくて、
高規格道路延伸によって、いわゆる受け皿、交流人口の拡大の一番の受け皿が一番インターに近い所の地域で
やっていただくのが一番効果が出るわけでございます。非常に効率的かつ効果的な経済効果が出せるいうこと
なんかもありまして、例えば今後観光のメイン業務といいますか、そういったところは高規格から下りてくる
車を対象にした交流人口をターゲットに絞った観光施策であったり商工施策であったり。こういったことを考
えていくと、今後も引き続き機構改革はやっていかなければなりません。

また、本議会で提案させていただいております組織機構などの改正の条例。これと併せて、次年度以降につ
きましてもこの本庁機能につきましても、この組織機能の改革の案を自分たちは今検討しているところでござ
います。そういったことから、今後の社会情勢、あるいは職員数の削減。しかしながら職員は削減していくに
もかかわらず、予算は膨れ上がっていくと。こういった状況をいかに適切かつ皆さまにご迷惑をお掛けしない
よう、その上で、住民サービスの総量を低下させないような組織体制はどうあるのか。これらを総合的に判断
して提案をさせていただいておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

どうしても理解できんがですよ。何か矛盾すると思うんですけど。

先ほど話した、例えばその 1 係になったきのけると。まとめるという話を副町長もされておりましたが。1
係になってのけるがやったらですね、今言うたように水道の、ほいたら係を持っていけば事済む話ですよ。単
純な話としては。足し算引き算じゃないですけど。フロアもございませぬ。水道の監視システムもあると思いま
す。極端に言えば、まちづくり課をよっころしよと持っていても、どこに問題がございませぬか。おんなしこ
となんですよ。その付近を考えていただきたいなと思うんですけど。

どうしても考えられんのですかね、その付近は。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

考え残しのないように、いろいろ考えた上での提案ということです。上程させていただいているわけですから、
今ここでそれについて配慮しますというような答弁は、この場ですることが適切であるのかどうなのかとい
うことは少し議会運営にも影響を及ぼすところであろうかと思っておりますので。自分たちとしてはですね、
上程させていただきました議案につきまして丁寧な説明責任を果たして、できればご可決をいただきたいとい
う姿勢は変わってございませぬ。

しかしながら、ご心配されるその佐賀地域への配慮、こういったことは組織機構だけではなくて、その他のことでもしっかりと自分たちは認識を深めて、そして配慮をしていくと。こういった姿勢を忘れずに、業務には臨んでいきたいと思っております。これは当然のことながら、大方地域についてもそうでございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

まあ、おっしゃられることのある部分は当然な話ですよ。その地域がやはり寂れていくとすればですね、やはりその所に応援をしていく、寂れ感をなくしていく。これは先ほども言いました、特に山間部。山間部は本当に寂れていってますよ。そういう所にやっぱり思いを寄せていくという考え方が基本的にないですね、やはり行政というのは成り立っていかんがやないかなと思います。やはりそこへ思いを寄せながら、やっぱりやっていくというのが当然話ながです。

けれど、その拍車を掛けることになるというのが、今ある課をわざわざ少なくせないかん理由がどうも分からんと。逆にやっぱり充実させて、高規格道路の問題点もいまだにまだ始末付いてない所も伺ってます。そんな所に町村がやっぱり入って、クッションを置いていきながらしないとですね、スムーズにいかんと思います。やっぱりそのことはうんと大事なことだろう思うんですよ。ここの佐賀のこの町、あるいは佐賀なら佐賀の町のとこだけ良くなったって、これは黒潮町全体のことじゃないですから。山間部が寂れていくとなってくるとですね、そこに思いを寄せるのは当然話ながです。だから佐賀は寂れていくのに、そこに思いを寄せてやっていくというのは当然の話ながです。

それ以前に、その寂れていくという思いのきっかけになる、そういう機構改革はいかなもんかなというところで言いようがです。対等合併じゃないいうて住民は言ってますよ。支所も広い、庁舎の有効活用もできるのにしてない。わざわざそういう狭い所に各係をはめておる。だから、前から前副町長にも言ったことがありますけど、前の人の顔も見えんような職場で仕事しておるとですね、いろんな問題が出てきて、精神的にも疲れも出てきたりして、休んでいく職員らも出てくるということも出てきてますので。やっぱりそういうことももっと広い所でできる条件がありますので、その付近を考えるべきじゃないかと思います。

もう時間がありませんのでこれで終わります。

議長（小永正裕君）

これで藤本議員の一般質問を終わります。

（矢野議員から「議長、トイレ休憩」との発言あり）

3 時 45 分まで休憩致します。

休 憩 15 時 30 分

再 開 15 時 45 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

15 番（矢野昭三君）

それでは質問をさせていただきます。

私の質問は、私の通告に基づいて議長が作った文書を皆さんの手元へついておりますので、答弁者は副町長のみ。ほかの人は遠慮してください。

それでは1番。おららの町の在り方について。カッコ1、副町長の職責をもって町内を視察したことがあるか問います。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは矢野議員の一般質問の、町の在り方につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

副町長の職責をもって町内を視察したことがあるかということでございます。

先般、尾崎知事が来られたような視察でしょうか。私もですね、副町長として同行はさせていただきました。しかし、このような視察は、副町長として昨年5月就任以降ですね、副町長としての私がさせていたいただいているのが現状でございます。集落活動センターの開所式、交流会のご案内、元気いきいき町民の集いなどは、町長の代理と致しまして、出席をさせていただいたことはございます。

また、副町長の職責をもってではございませんが、個人的に地区名と合わせながら車で回った程度でございます。矢野議員は、地域のことをもっと知らなくてはいけないということをおっしゃっているというふうには思っております。

地域を知るといことは、大切なことだと思っております。視察ということにはならないかもしれませんが、地域に足を運ぶということは、少しずつでも、機会を作りながら行っていきたいというふうには思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

私の言いたいのはこの合併町ですので、副町長はもともと大方町の職員上がりですわね。だから大方のことは詳しいでしょう。副町長になってからですね、それは旧佐賀町の所をこう一連に各集落を回っていただかないと。職員に対してどういう指示、命令、上がってきた書類に対して判を押すか押さんか。これなかなか判断つかないと思うんですよ。そこが一番大事なことやと思うんですね。

私は以前に、19年当時に当時の町長に、合併町の町長になっても生活は何ら変わっていない。自分の家からここへ通うだけ。それで、何の町内のことが分かるかと。合併町の中の一番遠くの鈴、市野瀬で、三ヶ月程度あここで寝泊りしてここまで通っていただいたら、ちったあ地域の人の心が分かりますよということをおっしゃったことがございます。ただ、そのときも町長は、そうするとは言いませんでしたけど。

私が一番こうしていただきたいのは、そういう遠隔地にあるその鈴、市野瀬、それから今でも伴太郎、米原遠いんですよ。そういう所をやっぱり入って行って、副町長という職責をもって入ってみていただかないと、行政はなかなか公平いいですか、住民が生きていく上の公平性ですよ。生きるための公平性。これはね見にくく思うんですが、どうですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

私、実際育ったのが蜷川という所です。大方の方の出身でありますけども、実際にはほかの地区のことをすべて知っておるかといいますと、なかなか隅から隅まで知っていないのも現実でございます。そして佐賀地区の方につきましても、隅から隅までというわけにはいきません。なかなか寝泊りするの難しいとは思いますが、先ほど言いましたように、いろいろな地区、機会があるごとに出向いていければと思います。

そして、地区の要望など出まして地域整備等行っているときにはですね、担当課とまた現地に行ったりすることもあろうかと思えます。その際には、そういう地区見ていきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

そのね、出ていくというのはついで行くとかいう話じゃ駄目なんですよ。自らが能動的にやってもらわないと。というがはですね、町長で見れば、立候補する前にずうっと集落回ってるんですよ。実態が分かっちゃうちゅう。ところが、その補助機関の副町長はよね、そういうことをやってない。ここで、議会で町長が出してきた同意議案、質問もしなければ討論もせず、そのまま認めるか認めんかだけの同意議案に対して同意をしただけのこと。そのことについてはね。だから就任して、そういった遠くで苦労されて生活されておる人の心が分からないといけないんじゃないですか。ついで行くというがは駄目ですよ。わざわざ行かな。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 15 時 53 分

再 開 15 時 58 分

議長（小永正裕君）

それでは一般質問を続けます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

副町長が答弁を致しましたが、補足もさせていただきます。

まず、質問の趣旨は副町長も申し上げましたように、これまで旧大方の地域の出身ということで副町長になったということで、もっと佐賀地域のことも熟知する必要があるであろうというのが質問の趣旨であろうかと思っております。

その上で、少し解釈を申し上げたいと思います。

まず、普通地方公共団体の長の職務、あるいは職責、そして業務というのは、補助機関に委任ができるということ、これは法律で担保されているところでございます。

それからもう一つ。地方自治法 167 条ではですね、この副知事および副市長村町の職務についての規定がございます。こちらには、普通地方公共団体の長の命を受けて、企画ならびに政策を司り、補助機関である職員の担任する事務を監督すると。これが副町長の役目でございます。よって、そのしっかりとした的確な指令を出すために地域を熟知せよというのではあれば、むしろ自分の方が地域へ入らなければならない。そういう職責を負っていると思っております。

加えて、これから副町長の答弁にもありましたように、ご心配いただいている、あるいは佐賀地域の方も、やっぱり副町長という肩書きを持った方が来られることでの安心感というものもあろうかと思えます。そういったこともしっかりと配慮して、これからは少し機会を意識的に作って、そうして副町長にも佐賀地域の方へ行っていただくと。こういった機会を設けたいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

町長から答弁いただきましたが、佐賀の方へもちゃんと出てきて実情を見ていただけるというお話でございますので、それはそれで分かりました。

次の2番の、対等合併を問うと。

対等合併は何ですかね。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

続きまして、矢野議員の2つ目、対等合併についてでございます。

黒潮町は、旧佐賀町と旧大方町がどちらかの町の編入合併の方式ではなく、新設合併、すなわち対等合併を行ったものと認識しております。編入合併と対等合併の大きな違いが、旧町が消滅をして、新しい町ができるということが新設の合併というふうに思っております。また、財産なども新しい町が引き継ぐことというふうなこととなります。条例なども、片寄せではなく、先に合併をした市町村を例に、担当者レベルで調整、協議を行ってきたという記憶がございます。町の名称も黒潮町と新しい名称になり、総合支所方式として、本庁は大方庁舎内の企画振興課を本庁として、大方支所、佐賀支所として合併をしたというふうに認識しております。

これまでの先人の方々である、首長の方々、議員の方々、そして職員である諸先輩方が、合併協議会、議会、地域審議会などの場で、さまざまな協議を経て、黒潮町が誕生したというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

職員が協議したいってもね、その場に参画してない職員もいるんですよ。わしが思うには、口がやかましいような職員がどうもそれに入っていないように思う。ずうっとそれは考えてましたね。行ってもよう言わぬいう人がおったんですよ。だから、たまに私にね、1回だけ頼まれた。行ってくれいうて。ものよう言わぬ。だからね、そういうところがおかしいわけよね、やっぱり。

ほいで、その合併そのものがですね、繰り返しておかしいなるんじゃけど、もう出来上がった町やけどこれは。平成16年にはね、合併したらどうなるかというまちづくりをする、資料作りをするための法定協なんだということで議決してるんですよ。大方町は。ところが、1月の19日の新聞にはこう言ってるんですよ。町長がね、3月中の合併申請も視野に入れ、住民が後悔しないような協議を進めたい。議会に対する提案理由と年が開いただけでよ、提案理由の説明と違うことをこれ言いゆう。それがそのまま来てある。私はね議員じゃないからね、そのことに対して何も言ってないですよ。それから始まったこの町なんですよ。何が狙いでこんなことをしたのか。大変私は不満ですね、これは。不満ながらも、おんなし町やき仕方がないき、一生懸命まちづくりに励みゆう。そこまでしてやった合併なら、もうちょっと佐賀の人の気持ちを参酌して、さまざまな行政運営をすべきである。駐車場のないところへ来い来い言われても困りますわ、佐賀から。

4年間組織は触らんいう約束できちよったところが、法定協の中にもちゃんとそれ約束してるんですね。と

ころが、19年には早速ですね、黒潮町組織機構改革検討委員会、そこから町長が答申があったという言いように、それはどがいなもんですかいうて。どうしたちしゃべらんき、詰め寄って話しよったら、自分がつくった組織で係長を51人集めて出さした、そういう機構の検討委員会やと。初めからよ、だますつもりでそういうことをしてきちようわけよ。そうやなかったら、4年後にこういうことを組織化してやるなら分かる。だからね、これはあんまりことですよ、この行政運営の在り方は。

こういうことをするんじゃないら、これは当時のね総理府が作ったものかなあ、総務省の資料。役場が遠くなりませんかいう。その質問によね、通信技術の発達によって家にいながらオンラインで申請などができるよう空間距離が問題とされない社会になっていくでしょうと。それじゃあですね、何で役場、ここへ集まるようなことばかり力入れるわけ。町民に向かっては、こういうことをばらまいて合併をそそのかし、合併したと思うたら今度は全部ここへ集めるような、かのようなやり方にしか見えない。我々から見たら。パソコンを相当な金を入れてこの町は運営してますね。それやったら、職員が佐賀に何人おっても問題ないでしょう。住民にこんなこと言うて、合併をそそのかしてきた経過がありますわね。

副町長、何も副町長はなぜこの事務所で座っておるのか。なぜここにおるがですか。条例のどこに決まってるんですか。規則のどこに決まってるんですか。下村町長るときには、週に1回、確か佐賀の事務所へ座るということで、机と椅子とパソコン構えちゅう。大西町長が来たかどうかはそれは知らんけど、1週間に1回。大西町長は外交があつて忙しけれりゃ、座っておれる副町長が佐賀の事務所へ来て、パソコンがあるんだから。この中はネットでつながちゅう、全部。対等合併いうがやったらね、副町長、佐賀の事務所へ来て座ったらどうですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

対等合併が私が佐賀に座るだけでも自分は思っておりません。座って、業務の中で佐賀の事務処理等、迅速に進むようなことが見だせるとか、そういうことがあればまた座る時期等検討したいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

座る時期があるとすれば検討するという、その時期はいつですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

事務処理的に効率が上がるとかいうことを検討した後にしたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

パソコンがネットでつながってるんですよ。どこにおっても一緒です。瞬間にできる。

どうですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

パソコンだけの事務処理ではなく、協議等もございますので、パソコンだけということで判断はできないというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

これで時間ばかり食うわけにもいきませんので。

その3番のですね、組織、職員配置を問います。1係1課長は、甚だ具合が悪い、均衡が取れないということでしたが。

ちょっとね、副町長。ここで確認したいけど、条例と規則の違いはどういうことなんですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

それでは矢野議員の組織、職員配置について、まず通告書に基づきましてお答えを致します。

先ほど、藤本議員の中でもお答えをしてきました。現在のところ、限られた人員の中で、各課、係の業務量均衡を図ることが必要となってまいりました。その中で、建設課の土木係の1係、1課長という状況を何とか解消をまずしたいということが必要であるというふうに考えました。

組織体制と、どういう人員配置が最も効率的に行政サービスに生産することができるかという協議を重ねてまいりました。この統合で、海洋森林・建設課は、4つの係となります。ほかの課長、課につきましても、かなりの重責を担っていただいております。統合してからも、行政サービスの低下を招かないように、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、条例提案をさせていただくのは、課の設置等がございます。そこで条例を改正を今回の議会に提案をしておるところでございます。規則につきましても、用務、あとは所管等を規則で定めて、それぞれの係などの事務分掌について定めておるところというふうに認識しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

ちょっと答弁になりませんね。

条例と規則の違いはどうなんですか。どう違いますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずこの件、この議題に挙がっている今回の条例提案の件に関して条例と規則はどう違うのかということでお答えさせていただきますと、今回上程させていただいておりますこの条例案。これは地方自治法第158条の

第1項の規定に基づくものでございます。つまり、首長の直近下位の組織は条例で定めるものとするということでございます。

そして、それ以下の部分。それにつきましては、こちらは執行機関の裁量権によって委ねられると。これはもう政令から法律への委任等々で、よくあるパターンでございます。そういった差であろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

それですね、1 係 1 課長では具合が悪いというのは、町長の権限の中にある問題、規則の。ね。その町長の言うたとおり。そんなら、ここで矛盾が出ますろう。1 係にしたのは町長がやったことや。それを補助機関と一緒に判を押しちゅう。多分判を押し前は補助機関が先押しちゅう。それから町長が押しちゅう。議会の方へ 1 係 1 課長は具合が悪い言われても、それは自らの責任の問題でしょう。議会には関係のない話じゃ。議決してないんじゃ、今までの規則は。だから町長が自らやったことを、それが具合が悪いじゃいう話は議会に言う話じゃない。条例と違うがじゃき、ほら。

ほんで、それは町長自らがやったことだから、町長自らが、例えば係をね 1 つにしようが 4 つにしようが、それは町長の裁量でできる問題ですよ。町長の権限の中の問題や。だから 1 係 1 課長はどうも具合が悪いというのは、私らに言われても納得いきませんね、これは。そこを 2 にすればいいわけよ、町長。例えば林業の係を、土木の係やったかな。2 つの係にするようなことにすれば、町長が困る理屈いうのはすぐなくなるわけですよ。そういうところは、補助機関がちゃんと補助機関としての責任を果たしてもらわな困る、これは。そのために私は、副町長に返事してくださいよと。副町長、それは生え抜きだから分かちゅうでしょうと。それぐらいな補助機関としての仕事はしてくださいよという意味なんですよ。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 16 時 16 分

再 開 16 時 16 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（大西勝也君）

すみません、説明不足もあったかと思えます。おっしゃられるとおり、直近下位の組織以外のところは裁量権に任されているところがございます。そちらにつきましては議会の議決を経たものではないというのは、ご指摘いただいたとおりでございます。

そして、この 1 課 1 係の問題解消のためということではなくて、全体の調整をしたときに、この 1 課 1 係の今の建設課の体制のところへお願いをさせていただくということでございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

それでね、ここで問題なんですよ。減していくということはね、それ全体のバランス言いますけどね、町長、これ見てくださいよ。これはね、自動車専用道路のね拳ノ川に下がる所だけ、この図面は。ほんで、19 年の 3

月 19 日にこれは集会所で預かったものです。で、これを基に実は協議をしておるんです。ただ、これをこのようにするにも相当な時間がかかっちゃうわけですね、労力は。地元の住民が負担の中でやっちゃうわけよ。

都市計画ができたときに、都計法でこれはできたからいうて閲覧しただけ。事業化になったときに計画書作ったけど、それも意見を言おうかと思えばよかったら個別協議は別途にすると。だから何もない状態の中です、始まっちゃうがですよ。市野瀬、橘川、拳ノ川の間は。これね、だから当時から訴えよったのは、地元の地権者は協力する言いようがよ。だけど、地権者自体はそこへ来てくださいとは言っていない、一言も。自動車専用道路をそこに必要だということで、何とかやってくれと言ったのは行政なんです。だけど、地域の人はみんな協力していただいて、必要なものだということで協力しましょうということになって。けど、道路のための道路では困る。地域は。道路があつて、それを活用して、いかに生活を高めていくのか。この話が全然ない。あつたためしが無い。当時の町長も、そういった話は一言もしてないし、副町長もしてない。課長が数回来てくれた。それは、地元要望として声を挙げたときに来てくれた。だからね、能動的に行政が動いたということは 1 回もない、この問題は。ここが問題ながよ。だからいつも言いようでしょう。地権者と国交省の間へ立って、入って、それぞれの話をよう聞いて。12 月の議会でも言ってますよ。1、2 年前から、この課題解決へ向けて取り組んでいただきたい。それをやらないと、国は安心して予算をこちらへ回せんなる。予算、予算いうてもこれは法律やからね。国会の議決事項やから。だからそれができんとなると、国は大変なことなんです。ここの執行ができんいうことやき、これは。そんなことがあつてはならんので、何とかしてこれはしのいでいかんか。

道路は東から来ようがですよ、西向けに。間違いなく。町長が一生懸命東京いてやりゆう。体壊してまでやりゆう。やっパイプをつくっていただいた。私はね、そのことについては大変ね、わしはえらいことやと思うっちゃうがですよ。だけど、それをじゃあ地元へ工事をやるぞというときに、国交省の職員が来てこの書類に判くださいよと来たときに、いやあ押せれんよとなつたらどうなるんですかね、これ。大変ですよ。そういったことを避けるために私は、国税、県税、町税ですよこれ。黒潮町、一番立ち遅れた所が何とかして早くせないかん。そのために職員を置いてくださいよいうて、12 月にも言うたところですよ。副町長は答弁は、じゃあ担当課長、係を行かせますとかいうようなことで。何でそんなことで前向きに行くんですかね。

それで、副町長。こんな地図見たことないでしょう。ないでしょう。何で私の手元にこれがあるが、これ。町にのうて、一介のよ区長の手元にあるがよ、これが。おかしいでしょう。これがないもん、来れるわけないわ、自ら。だから、そういったことをね解決するためにも、それなりの職員が要るわけ。特に課長を減すということは、対外的には役所へ行ったときに、係が行って名刺出して通用するものか、課長が行って通用するものか。町長やないといかん、そんなもんですよ。副町長ね、よその役所へ行ってみて話してみてくださいやちよつと。名刺によって態度が変わるんですよ、相手は。若い人が行つたらね、なんぼ腕が立ってもね、それは使いのもん。使い。なんぼ腕が立っても。世の中はねそうしたもんじゃ。

副町長、この図面、これね何が書かれちようか知っちゃいますか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

今初めて見たものでして、まだ中身も存じ上げません。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

それでは、今までやってきた自動車専用道路について、どのような引継ぎを受けてますか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

高規格道路の延伸につきましては、国交省、町、県、それとまた広域によって要望をしていくというふうなことで、全体的な引継ぎを受けております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

地元でどういう問題があつて困つておる。その困つたことを解決しないと、黒潮町の振興発展につながらないということは存じ上げませんか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

地元等の協議につきましては、これまでも担当課なり自分の以前の副町長なりは、必要であればその中に入っているというふうには自分は認識をしております。

問題というのがどういうふうな問題であるかは、自分のところまではまだ存じてございません。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

あのね、必要であるというようなことを言われるから困るんですよ。地元は困つちゅうがですよ。地元が困るということは町民が困つてるんですよ。それを必要としないで何を必要とするんですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

地元で調整が困っていること、そのことを国交省と調整をするために町が中に入ってですね解決するようなことがあつて、町が動いてそれが最善ということであれば、町が動いていくということになるかと思ひます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

ずうつと云つておるのは、地権者はね協力はするけどね、そこへ来てくれというて言うたことないがよ。道がつけてくれとは言うた。けど、一番つけてくれたが行政じゃ。地元は必要があるから協力するいうんですよ。だから、何ぞ困ることがあるかないかのいう、その行動を起こすのは行政が先せないかん。それはないまま、必要があればいう理屈にはならんが。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えします。

先ほどのご質問は、地域での問題等というご質問でしたので、そういう問題があれば調整に入っていくというふうなお答えをしたつもりでございます。

今後につきましては、地域の要望もあった部分、そして町全体、それから広域で考えないかん部分もございまして、そういうことは町を挙げて要望をしていくということになるかと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

あのね、全く知らない状態だから今の話でも、先に地元へ乗り込んでいかないけませんよ。これは何も拳ノ川に限った話じゃない。市野瀬、橘川、あと荷稻、小黒ノ川、熊井、佐賀、こちらは大方バイパス。そういうことはね、ちゃんとね行政が先に地権者の所、地元へ行って、聞き取りせないかんがですよ。その行為がないので、地権者や周辺が困っておる。それは何も、これは国の事業に対してのこのやけど、県工事、町工事ありまして、そのへんのことの手当てが不十分だから、せっかくやってくれよう町工事らも不満が出てくる。だからね、この課長を1人減すじゃいう問題はえらい問題ながですよ。大変な問題。権限のない人間をいっぱい増やしてもね、これは困るんですよ。いっぱい増やす意味は職員を減すという意味やなしに、課長という職務権限を持つてる職員を減すということは困るんですよ。課を減すということはそういうことなんですよ。だから、この組織をどうするかいうときが必至になってくるのはそういう面もあります。まして、佐賀の方だけ減されていきゆうという、そういう気持ちが強くなる。

そして、もう時間こればかり言うわけにいきませんので、港の問題でもね、佐賀漁港というのは3種漁港というのはご承知のとおり。この間、県の担当課長と話したら、新年のあいさつに町長も来てくれましたという喜んでましたよ、担当課長は、ほんでそれはね、係が行ったってねそういう言葉は出ない。町長が行ってこそ、喜んでくれる言葉なんですよ。だからね、課を減すいう問題はそういうことです。仕事がね進みにくくなる。課長が減ると。

町長ばかりにね、ぎっちりあっち来きこっち来きさすわけにはいかんのです。体は1つじゃ。だから補助機関をどうするかいうのは、やはりそのへん今以上に私は考えてもらわないかん思いよう。せっかく町長が頑張ってもね、そういうところがうまく機能せらったら、何のために町長骨折ってやったやら分からなくなりますよ。これは提案しちょうきええか悪いか決めてくれという話やけどね。この問題のときに、県の合併担当の課長に勝賀瀬いう課長がおった。あんまり勝手なことするもんじゃき、私は県へね不満述べに行きましたわ。その勝賀瀬課長はね、私に言うた言葉は、私は町民が行っちゃうのにな、よう話し合いをしてくださいと、こうきましたよ。町民に向かって。だからね、その県もおかしいんですね、言うことが。

これはね、20年2月6日の新聞だから、これまでに、私が行ったのは1月じゃと思いますね。県の合併担当課の課長と話したのは、あんまりことやないですかと。県は何を考えちようぜ。そう言うたら、よく話し合いをしてくださいと。県の言うことも話にならんわけすよ。で、まあ合併したもんだから仕方がないけど、そういう問題です。

それから、この港の問題はね、去年の台風漁民の方が来てくれ言うき行ったら、泊地の中で船がロープで

つないじょうけんど流れゆう。右へ左へ。船は傷みゆうけんど、それは何ともできない。大切な財産が傷みゆう。負担金を払うた港の中で船が泊めれん。この間の低気圧にも、一番古い泊地へ置けんので、横浜の泊地へまた船を回しちよった。合併してからも私ずうっとですな、ここの公園の下へ消波工をやっていただきたいいう話をしゆう。まあしたくないためかね、そこは公安区域じゃからいうて。ほんで公安区域は漁港へ迷惑掛けな。困る。波は漁港には要らんがやき、公安区域があるがやったら公安区域で波を止めてくださいよ。やっとな、今、そのへんの調査はしてくれゆういうことですな。これは町長知ってのとおりよ。だけど、それが済んだきいうて直ち工事をするわけじゃないんですよ。合併してからもね、2年に1回ぐらいですよ、市場の前まで砂利が上がってきゆうがは。たまったもんじゃない。そういったこともね、担当課へ行っても、係が行くのと課長が行くのとでは違うんですよ、重みが。これは町長が行くのが一番重たい。だけど、何もかも町長ができるわけではない。身が持たん。まあこればあしやべったら、何を言いたいやらようわしも分からんなるけど。

この職員の配置について、今後どんなふうにされるんですかね。規則は町長が勝手にできることですよ。議決案件じゃないので。だからこの場で答えられますね。規則やから。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返しになりますが、この職員の配置のことやと思います。人員とかではなくて。人員はもう削減がトレンドですというお話はこれまで何度か、これまでの議会で申し上げてきたところです。その中で、要は自分たちの組織力を最大化するための機構配置、こういったものはどうであるのか。これはもう今回の提案で終わるわけではなくて、これからずっと考え続けていかなければならないこととございます。

その中でこの職員配置を取って、今後どういう考え方でこの職員配置の決定に臨むのかということになりますと、これは確かに議会へはお諮りする必要のないところとございますが、勝手に決めているわけではございません。一応、関係機関とですねしっかりと調整をさせていただきながら、あるいは、自分たちが見るその係の業務量と、実際にそこに携わっている職員の感じる業務量というのは若干乖離（かいり）があるポストもございますので、そういったところの調査をしっかりと踏まえた上でですね、この職員の配置については決定をしていきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

町長なりの腹案は考えていただいていると思うんですが。ぜひですね、合併してよかったという声を私たちは聞きたいがですよ。もうね、いからったという声しか入ってこん。難儀な、議員として。どんなにしてええもんじゃろか思うて悩みゆう。従いまして、合併してよかったねという声を多くの方が言っただけになることを町長が裁量の中で発揮していただくことを期待しまして、次へいきます。

4 番ですね。佐賀町時代の玄人づくり要綱が黒潮町例規集に搭載されているか問います。

ふるさと創生資金を財源とするものであり、議会とともに計画策定に取り組んだ経緯がありますが、どういふことですか。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、矢野議員ご質問の町の在り方についての 4、佐賀町時代の玄人づくり要綱が黒

潮町例規集に掲載されているか問うについてお答えしたいと思います。

議員ご質問の、玄人づくり要綱とは、佐賀町5,000人の玄人づくり事業のことではないかと考えておりますが。その目的、趣旨は、国内外への派遣研修により、町民のまちづくりに対する資質の向上と地域の活性化に寄与する人材の育成であり、その対象者は、高校生以下の児童生徒を除く町内在住者でありました。しかしながらこの事業につきましては、平成11年度をもちまして計画は終了しております。

この要綱に該当するものにつきましては現在の黒潮町例規集にはございませんけれども、同様の要綱で21世紀夢企画事業というのがございましたが、これは現在、黒潮町中学生海外派遣交流事業として、海外の異なる文化、習慣等の体験による国際性豊かな人材の育成というものに引き継がれていると考えております。

以上で矢野議員への答弁とさせていただきます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

これは要綱というのは、要綱の運用は予算があつてのことですので、そこへ予算を組めば要綱は少しいうことは簡単ですわな。

私の言いたいのは、今も言われよう、その地域創生も一緒ですけど、要は人間ながですね。人間です。だから、人材育成をいかに図るか。この場合の玄人というのは、全国、国内外に通用するという事だから。21世紀夢企画というのは100年後を狙ってやっておる。これは今、今をどうするかという研修の狙いがあったもんですね。だからそれは地域創生、今言われておりますけど、まあ自分らで計画作って持ってきいや、金を出さあよという。それをするにしても、やはり人材がないとなかなか難しい。

で、そのためにもですね、私はそういったせっかくの3億円を元手にした計画があつたので、今後そういったものを活用しながら人材育成に取り組んでいただけたらなあという願いがあつての質問でした。

今後、そういったようなことについて答弁の要らんような質問すないうて言われましたので、どのように今後人材育成に取り組んでいくのか、お答えください。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

矢野議員言われるように、地方創生の中に人材育成というのもございます。その計画を今度立てることになっておりますので、その中に人材育成を含めまして検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

次ですね、若者定住対策についてですね。

若者が生活できるような地方創生事業の申請をするか問います。中身を。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは矢野議員2番目の、若者定住対策についてお答えを致します。

若者が生活できるような地方創生事業の申請をするかということでございます。まち・ひと・しごと創生に関する質問でございます。

藤本議員のご質問でもご説明をさせていただきましたように、地方自治体においては地方版総合戦略の策定が求められてございます。そして、この策定には国の総合戦略を勘案して策定するということになってございます。

ご質問の、若者定住対策について、国の総合戦略の中から関連する基本目標を見てみますと、2 つほどございまして、1 つ目は、地方における安定した雇用を創出するという基本目標でございます。講ずべき施策に関する基本的方向の参考例と致しまして、地域の産業構造や自然環境等を分析した上で、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組むとされてございます。2 つ目は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという基本目標では、講ずべき施策の参考例として、若者が希望どおり結婚し、子どもが持てるよう、若い世代の経済的安定を図ることや、サービスの充実や子育ての負担にかかる軽減など、子ども・子育て支援の充実を図る施策が取り上げられてございます。

従いまして、地方創生の地方版戦略策定には必要不可欠な目標であるとの認識でございまして、今後、地方版戦略策定にかかわってくださる方々のご意見も反映しながら、重要業績評価指標の設定と併せて、戦略策定の中で明らかにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

3 番いきます。町有財産等の管理についてですね。

1 番、町境の管理を問います。町境は適正に管理されておりますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

矢野議員の3 番目、町有財産等の管理について、町境の管理を問うというご質問にお答えを致します。

町の境については、一般国道等をまたぐ場合には、標識等で表示されてございまして比較的明確に判断もできますけれども、山林等に境界線がある場合には、法務局に備え付けられている地図に準ずる図面、いわゆる公図からその境界に接する土地を大まかに読み解けるのみでございまして、現地に境界を示すものはほとんどないのが現況でございます。

ただし、町境で地籍調査が実施される場合には、山林等へも境界標が設置されることとなります。その場合には、国土調査法に定める地籍調査作業規定準則第 22 条第 2 項の規程に基づき、関係市町村の関係職員の立会いを求めるとともに、その境界に接する土地の所有者等にも立ち会っていただき、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点、その他必要な地点に境界標を設置するものとするとうございます。

従いまして、現在はそのような事象が発生した場合にのみ、山林等での境界の確認がなされているというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

平成22年9月23日に、これ国土調査、現地調査のときの状況を写真で撮ったものですが、これ知らないうちにですね開発されて町境が分からなくなってますよ。ね、これ。それでここは町境であり、郡境で。町村を公安するのは高知県。このときに高知県は来てない。当町のこの町境を守るための最高責任者は町長やけど町長も来てない。何をもって町境を管理していくのか。

ここだけやないですよ。片坂いう所があるんですね、国道56号の。あの辺もですね、私が見る限りにおいてはどこが町境やら分からなくなってますね、開発されて。そして、大きな問題は、面積が小さくなっていくことは小さくなってますよ。こちらへ開発がずっと入ってきて延びてきて。地方交付税の頂ける金額の元になる、この数字が小さくなっていく。面積が小さくなるということは交付税が小さくなると、もらう金が。

これお金がないき合併したがるですね、この町は。財源確保のために最大限の努力は払わなければならないでしょう。特に町境の問題。これ今後どのようにされますか。私はこれ大変不満ですよ、この現状は。どうされます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

町境となりますと、関係する相手の市町村もございますので、そのような事象の所は判明した折にはまたご相談をしていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

これはね、地方自治法にいうところのね、私が言ってる不満というのはその地方自治法にかかわる問題なんで、この場合は、県が関与してこないかんがですよ。両町、町境を決める、郡境を決める。問題が発生した。これどんなふうにするんですかね。それも、たまたまこれ22年の9月23日に行ったときに発覚した。まあそれは、ここの写真の場所は、黒潮町側から行けば歩いて1時間半くらいかからないかんところですが、反対側から来れば下駄履きで来れる所。そこを勝手にこう開発しよう。町境を越えて。だからめったに行く所やないので、分からんのは仕方がない。だけど問題が発覚した以上、これ済まさないかん。特に交付税が減らされたら困る。

もう少し具体的にお答えください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

議員のおっしゃる関係する所につきましては、引き続き調査して対処してまいりたいと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

そしてですね、そのときに、次のごみのところですね。不法投棄対策を問います。

そのときに不法投棄がいっぱいされておった。それはもう地元ではどうしようもないので、町に何とかのけてくださいという話をしたらそれはできない。個人の山にあるごみは個人の財産じゃから個人が責任持つてのけ

ないかんいうて。それはまた難儀な話でしてね。これはもう困り果てて、じゃあどうするかって。1 つちよつと関係のある一部上場企業がそこに介在することがありましたので、一部上場企業に頼んでのけてもらいましたわ。ご尽力いただいて。その一部上場企業からは、6 人ですか。それから建設業者から 2 名、2 トンダンプ 1 台。廃品回収業者 2 名、軽四トラック 1 台。これだけの大掛かりなことでのけたわけです。町は知らん顔。私が言うがは、最終、法律は不法投棄を発見した者は知事または市町村長に報告しなければならない。そこで終わっちゃうわけですね。だけど、どう考えてもですね、家の前にあるごみならいざ知らず、とんでもない所にあるごみ、どうしようもないですわね。個人の力じゃ今言ったようなもんはのけれない。それはね、私は、基本的にはこの黒潮町内のごみは行政がまずはのけるべきであると考えてるわけです。行政代執行やればいい。それで、原因者を探して、分かればその人に請求書を送る。分からなければ、分かるまで町がもう立替払い。それしか方法はないと思う。この町をきれいにするためには。

この黒潮町、鈴から出口まで大変長いですよ、海岸線。大概は県管理じゃ。塩屋の浜は個人が善意でやってくれよう。大変美しい。それ以外どういう形か知らないけれども、どうも工費を入れてやりよう所もあるという。川もいっぱいですね。四万十川のごみが来ますので。水源地から不入山から流れてごみは来る。まあいわば、海浜の管理者も被害者のうちかも分かりませんが。ただ、そして県道、国道もございますわね。そういった所もきれいにしていくには、やっぱりお金が要るんですよ。で、国とか県に、その回収するためにお金を出してもらういうふうをお願いをせないきません。どれだけこのために汗をかいていただいたのか、分かりませんので。

そのお金はこういうことですよ。予算書見たら、私は 23、24、25、26 しか見てないんですけど、これ予算ですね。それぞれ予算組んでるんですね。だけどこれ、どこのごみをのけるための予算ですかね。決算を見よったら 23、25 の決算はありましたけど、それ以外はあるかないかちょっと、今のあの決算書だけでは分かりかねます。17 年に業務サービス見たら、これは県の補助金と町のお金を使ってのけてますね。23 年の分も不法投棄古タイヤ 2 回、これもお金が出てますが。これはそれぞれ、その土地の所有者、管理者はどなたですかね。

それと、そのためにお金を使ってるんですが。きれいにすることはええがですよ。私は大賛成で。個人の土地にあっても分からない部位は行政がやるしかないと考えておるんですが、あまりにも、私が質問したがよ。これ何とか行政でしてくださいやいうて。いや、それはできない。個人の責任じゃいう。

じゃあ、この中でやった分はどの部分の管理者がやったのか。いかがですか。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

矢野議員の質問、3 カッコの 2、不法投棄対策を問うについて通告書に基づきお答えします。

まず不法投棄の状況ですけれど、毎年 10 件以上の不法投棄が確認されております。中には、自分の所有地から捨てたというものもありますが、多くは第三者が捨てたもので、家庭で使っていたと思われるテレビや冷蔵庫を持って行って不法投棄したものから、菓子袋や空き缶などのポイ捨てまで、さまざまなものがあります。

この対策としては、不法投棄をしている方のモラルの向上が必要です。これまでは不法投棄された場所に立て看板の設置を行い、不法投棄は法律により処罰されますと警告をしてきましたが、これからは、環境意識の向上を図るために町の広報での啓発にも取り組んでまいります。

また、広域での取り組みも必要ですので、高知県市町村環境行政連絡協議会など、県へも県民の環境意識が向上して不法投棄がなくなり環境が保全される啓発活動を進めることを働き掛けていきます。

先ほど古タイヤの処分のことについてもありましたが、今質問があった個々の事例についてどこの物を処分

したとかは、現在手元に資料がありませんので把握しておりませんが、古タイヤ等につきましてはですね、浜の一斉清掃とかそういうときに出てきたものについては、町の方で集めたものを処理業者の方へ持っていっておるところでございます。

議長（小永正裕君）

一般質問中ですが、本日の会議は都合により延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

意義なしと認めます。

一般質問を続けます。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

なかなか課長の答弁も苦しい。よう分かります。

でね、環境の係はやっぱきれいにするのが仕事ですので、この黒潮町一円を。きれいな町であれば、観光客が来ても来やすいし、呼んでも呼びよい。きれいなら土の中でできた食べ物ほうまい。きれいな水の中で取った魚ほうまい。これ全部、町の振興発展につながることなんだから。

本来は県管理の土地のものを、黒潮町の金を使ってやるじゃいうがは本当はあつてはならん話なんですよ。そういったことは過去の反省材料にしてですね、これからは財源確保、獲得をするようなことを県行政へ訴えていただきたい。補助金であれ。

それから、3 億円、特交予算化してますね今年。だからそういったものへ特交の中へ組み込んでいただけるような施策の要望を県の方へ出していただきたい。住民が困っておることは改善していくのが行政の仕事なんですよ。過去やってきたことをどうこう言うても仕方がないので、新年度からは、国、県に対して財源対策をしっかりと取り組んでいただいて、そのための町をきれいにするための予算獲得に努めていただきたいのですが、どうですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

今、特別交付税のお話が出ました。特別交付税につきましては、現予算に組まれたものにつきまして特殊財政事情と。その町の持つおる特殊財政事情を県などに要望しまして、特別交付税として頂くというふうな制度になっております。

現予算で予算化しておるもの、特殊財政事情といいますのが町独自のものですので、まあ海岸線が長いとか山が多いとか、そういう事情を県の方が認めていただければですね、そういう特交で配慮ということにもなろうかと思えます。予算化しておるものについて特交、特別交付税の申請の方に挙げていければというふうに思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

この問題についてね、県の担当課と具体的な話したことございますか。

私は担当の方へはね、この高知県内の海岸線長いので、海岸を抱える自治体だけの責任じゃない。上の川から流れてくる。沖からも来る。従って、その県においてこの財源措置を考えていただきたい。特にその海岸線をその管轄とする自治体に対してですよ、モデル事業でいいから仕組んでいただきたいということを申し上げておるんだが。

これね、町の方でねそういったことについて県と話す用意ございますか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

財源の特別交付税につきましては、毎年8月ごろやったと記憶していますが、ヒアリングといいましてこちらから特殊財政事情を持って行って要望をする時期がございます。その時期に特別交付税の要望をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

じゃあ次いきます。

福祉の在り方について。1番、在宅高齢、独居、体力弱者の生活のための支援を問います。

要支援、要介護などの見直しに大変住民は不安を抱いております。在宅介護といわれましても、独居者は生活できない。それだけでは、家族介護もそれぞれの家庭の事情があります。

これは今後ですね、今回の場合、高齢者介護計画ですかね、この間頂きました。それより先に通告しておりますので、ちょっとうまくみ合わないですわね、タイミング的に。第6期黒潮町高齢者福祉計画介護保険事業計画、立派なものを頂きました。こういったものを基にやっていただくということは分かりましたが、こういったことを高齢者の方に十分周知していただくように併せてお願いしたい。

高齢者の方はね、昔は鬼畜米英いうてね、英語はできない次代があったんですよね。片仮名も多い、それから記号もある。これらはすべて要約していただいて、そういった先輩方が見て分かりやすいような資料を作っていたただけるものかどうか、併せて質問致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問、福祉の在り方に関するご質問の1番目のご質問、制度改正および在宅高齢者などへの支援について、通告書に基づきお答えします。

まず、介護保険制度の改正から、答えさせていただきます。

介護保険制度は、平成27年度から大幅に改正されることとなり、中でも、要支援1、2と認定された方の通所介護、訪問介護につきましては、介護給付の対象から外れ、地域支援事業へ移行されることとなり、このことが、住民の皆さまに不安感を与える大きな要因になっていると思っております。

この制度改正では、これまでは予防給付として提供されてきた全国一律の介護予防訪問介護、通所介護を、市町村の独自事業として、要支援者自身の能力を最大限に生かしながら、これまでのような予防サービスの提供と、住民等が参加するような多様なサービスを、総合的に提供する仕組みへと見直されることとなります。

このため、本町にとりましては、このような仕組みの構築が大変大きな課題となっております。

また、高齢化の進展により、一人暮らしの高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老々介護や、地域での人と人とのつながりの希薄化などの問題が顕在化するなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しており、議員がご指摘されますように、一人暮らしの高齢者や要介護認定者などを介護なされているご家族の方のご負担も大きいものと考えております。

そのため、今後、町としましては、今回の制度改正に併せ、生活支援サービスや認知症高齢者への支援、医療と介護の連携推進など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者自身とその家族を支えるための環境を整備し支援していかねばならないと考えております。

それと、介護保険事業計画の周知に努めることというご質問があったと思いますが、ホームページ等にも掲載しながら、また広報で周知しながら、周知には努めていきたいと思っております。

そして、外来語等の難しい単語につきましては、策定委員の中でもご意見がありまして、介護保険事業計画の中でも下段に説明書きを加えるなど、配慮もしているつもりですのでご了解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

2 番のですね、遊休施設などを活用した支援ができないか問います。

これはね、在宅では大変だいう声がいろいろあります。で、前々からこの場で訴えてるのは、ホテルのようなものによばない。例えば学校、保育所などを再利用してですね活用して、国民年金でその生活ができるようなものができるか。その点についてお聞きしたいのですが。

要は、ここへきてすぐ出る答え大体分かってるんですよ。お金がないということも。だけど、お金がないのは分かってるんで、それを国とか県に要望、提案をして、何とかこれをのしきっていくようにしないと。この前も家族会議をせないかんとかいうね、大変な状態も私の耳にも入ってきました。親しい間ではございますが、実際の町民の生活はそういうところへ追い詰められておりますね。だから、今ある制度だけでは駄目なんです。そういう現実をとらえて、じゃあどうしていくのか。政策提案をしていただいて、地域創生ですね。それを国へ訴えていただきたい。

その点についてのお考え聞きます。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問の、福祉の在り方に関するご質問の2番目のご質問、遊休施設を利用した支援について、通告書に基づきお答えします。

ご質問の趣旨は議員がご説明されたとおりですが、地域の高齢者や要配慮者の支援を行うための施設を設置することができないかのご質問であると思っております。

町では、これまで公共の遊休施設につきましては、可能な限り有効な利活用を行い、地域活動や高齢者福祉など、住民の福祉の向上に努めてまいりました。

例を挙げますと、旧蜷川小学校の校舎を健康支援センターやであいの里として活用したり、旧北郷小学校であったかふれあいセンターと集落活動センターに、また、旧拳ノ川保育所を地域の拠点施設として、集落活動センターとして活用することとしております。

このように、公共の遊休施設につきましては、それぞれ、地域活動や地域づくりの拠点などとして利活用を行っている状況です。

しかしながら、遊休施設を含む町が管理する公共の施設の老朽化が進んできており、そのための対応が急務になってきております。

このため、平成 27 年度には公共施設等管理計画の策定も予定されており、この計画の中で、町が管理している全施設について、更新や統廃合、または解体などといった処理方針を検討することになっていると聞いております。

従いまして、公共の遊休施設の今後の利活用につきましても、この管理計画の策定の中で、施設の耐用年数や利用計画などを勘案する必要が生じてきますので、地域の皆さまのご意見等も伺いながら支援も検討していきたいと思っております。

それと、政策提言等、要望提案をしていったらどうかというお話ですが、このたび県の方で高齢者向け住まいの確保対策モデル費補助金という制度ができました。これは議員が申されますように、要配慮者の住まいの対策としまして高齢者向き住まい確保対策推進モデル事業費補助金が新設されております。地元で自立した生活を送ることが困難な高齢者などを対象に低廉な家賃で入居でき、日常生活を支援するサービスが利用できる環境など整備された住まいを提案するもので、事業主体は市町村となるものです。

補助基準等いろいろあるわけですが、それらの制度も活用しながら、また必要であれば町からの要望等も提案しながら導入に向けて検討もしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

3 番いきます。

介護になる前に運動すると効果があると聞き及んでおりますが、現在の取り組み状態と課題を問います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問の、福祉の在り方についての最後、3 番目のご質問、介護予防などの運動に関する取り組みについて、通告書に基づきお答えします。

議員もご指摘のとおり、介護予防や健康増進、健康の維持に関して、ご高齢である方などにとりましては適度な運動が効果的であるといわれ、本町におきましても、運動機能の向上などの事業についての取り組みを推進してきました。このような取り組みは、介護予防事業として、要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態などになった場合でも、可能な限り地域で自立した生活を送ることができるよう支援をするために行っております。

具体的には、寝たきり予防運動教室、黒潮げんき教室、にこにこウォーキング、黒潮げんき体操などの事業を実施するとともに、各地区で行うふれあいサロンの中でもロコクロ体操を行っております。

また、ロコクロ体操につきましては、自宅で気軽に体を動かし、要介護状態になることを防ぐなどを目的として、町内のケーブルテレビで 1 日 4 回放送をし、会場まで出向かなくても運動ができるよう、平成 25 年度からこの取り組みを行っております。

このような取り組みを行っているところですが、まだ町内全域に波及しているとは言えず、事業への参加者

や取り組みに地域格差が生じていることが課題であると考えております。

そのために、各種の事業を、対象となる皆さまに知っていただく取り組みを行うとともに、地域ボランティアによるスタッフを育成し、日常的な支援活動を継続していくことが必要であると考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

それでは5 番目いきます。

力強い町の在り方についてですね。

1 番目の、自動車専用道から国道 56 号への連絡道を建設し、地域の利便性向上と企業誘致の条件整備、および佐賀地域の避難道路としての取り組みを問います。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、矢野議員 5 番のカッコ 1、自動車専用道路から国道 56 号への連絡道に関する質問にお答え致します。

この案件につきましては先の 12 月議会を含め、これまでも幾度となく一般質問にも挙がり、地域の皆さまから熱心に要望書が出され、その必要性を理解しているところでございます。

今回も同じような答弁になろうかと思いますが、お許しをいただきたいと存じます。

町では、このインターチェンジや連絡道につきまして、これまでもさまざまな機会をとらえ、関係機関の国土交通省に協議や要望活動を行ってきた経過がございます。承知のとおり、片坂バイパス、金上野から拳ノ川間は平成 30 年度の供用開始に向け現在工事が進められ、窪川佐賀道路、拳ノ川から佐賀間の区間では、上分、拳ノ川地区においては既に設計協議と用地測量調査が完了し、用地買収が本格的に開始されようとしています。他の工区でも、本年から設計協議が本格化されようとしています。

現段階における国土交通省の考えとしては、窪川佐賀道路につきましては、ほぼ全線にわたり地形が急峻（きゅうしゅん）で、かつ現国道との高低差もありアクセス困難なことから、現時点では新たなインターチェンジの設置計画はないとしています。ただし、緊急車両および維持管理車両の出入り口の接続道路につきましては、その必要性を認識されており、適切な設置場所を今後設計協議の中で検討するとの回答をいただいているところであります。

町としましては、地震、災害などの緊急輸送、住民の避難の観点、さらには定住条件整備等、地域創生の観点からも何らかの接続道路は必要と考えております。今後も国土交通省と関係機関と、受け身ではなく積極的に協議をしていきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

今のところなんですがね、インターとかいうのは私は使ってない。で、佐賀と拳ノ川との間にこの 56 号の連絡道路をどっかへという。県道秋丸佐賀線への連絡するのにも都合がいい。北へ北へと行く。それから、北から物資が来ると。そういうことがあるもんで言ってるんですが。

その国交省との話し合いというのは、どのへんの、職責上ですよ、相手の。どのへんの方とのお話なんです

か。道路調査会長も高知県から今度またなられてますが、どのへんの職責の方とのお話なんですか。今までやったことは。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

現在、佐賀間までの連絡道につきましては、現在設計案が示されておりますが、これから具体的に、例えば管理用道路、この区間の上は今後管理する道路をどの位置にしていくのか。それは高低差もありますので。

例えば、現計画ではポイント的に今示されている絵の中で、高さ的には50メートルぐらいの高低差があります。そこに5パーセントの道をつけると直線区間で1,000メートルの連絡道があります。どの場所がふさわしいのかということは今後、所管する中村河川事務所の調査課の方で私ども建設課は所管しておりますので、その中で具体的に協議し、あるいは地元と協議しながら、どの場所がいいのかどうか等を今後検討していきたいと思っております。

以上です。

（矢野議員から「答弁漏れ」との声あり）

失礼しました。

私の所管する建設課の中では、設計協議を開始する所は中村河川国道事務所の調査課の担当職員であります。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

その緊急時にいうのはね、いいですけどね。緊急時にね、そこへ来て誰が鍵開けて通れるようにできるんですか。誰もできない。この海岸線、白浜34メートル。この辺も20メートルでしょう。誰も来れないんですよ。だから常時ね、開放するようなものにせないかん。で、それができるような権限を持った人と話をしてもらわな意味がないわけですね。

どうぞ。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

新たなその連絡道という定義の中で、これは既に影野の方でやられた事例もあろうかと思いますが。国が主体として整備管理する区間において、いわゆる連絡道、これインターチェンジという名前を変えて説明致しますけれども。その連結予定施設、接続する道路の事業主体によって十分な説明責任をもって示すことが可能であること。そして、この高規格道路は道路法に言う道路であること。そして、この接続道路の設置によるいわゆる便益費、費用対効果が、B/C（ビーバイシー）が1以上であることとの要件がございます。

こういうものにつきましては、この私どもの所管する建設課から、さらに地域戦略あるいは地域活性化を含む中でもう少し、例えば町長、副町長等が要望の中で地域戦略を町全体として考えながら、そこで要望していくということになろうかと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

課長は一生懸命言いようけどね、これ課長では残念ながら無理なんですよ。

副町長、どうですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

課長も申しましたとおり、町としまして地震や災害などの観点から、緊急輸送、住民の避難の観点、そういうことで今度とも国交省なりと要望活動を続けていきます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

投資効果の問題はね、だから道のための道であっては投資効果は上がらない。いつまでやっても。そこに、じゃあ投資効果を上げるために、起業誘致なり何なり。そういったものがないと駄目なんです。そういうことの協議はなされてないので、これが前に進まない理由の一つです。だから、我々弱い立場の人間がここで一生懸命生活しゆうわけですので、どうやれば町が良くなるのか。それは、町の方が先にね、こんな案もあるがどうかのというようなことがあってしかるべきですよ。そのためにね、企画があるんですよ、企画が。この町の企画がどの程度動きゆうかいうたら、あんまり動いてないと。そんなふうに思いますので、ぜひですねそこらへんを総合力を持って取り組んでいただきたい。そのために行政が先に地元へ来てもらわないかん。そういうことをずっと訴えようわけですので。副町長よろしいですか、これは。

それからね、次いきます。時間がない。

2 番ですね、旧大方、大方いうがは大方町ですよ。地域の北部は道路事情が悪いため、この自動車専用道路のレベルバンクですね。まあ私は残土処理場という言い方するんですけど、分かりやすいので。まあ、国においてはレベルバンクといわれておりますが。それを位置付けして、まあ誘致してですよ、整備を図るか。この道が悪いで再三そういうお話いただきますが。今の財政状態の中から、米原とか伴太郎、そういった所の道路を整備するには、こういうものを誘致して道路整備を図るしか方法がない。これは国費でできますので。

で、レベルバンクはあとはですね、資材置き場とか工場用地、避難場所、住宅地、造ろうと思えばできますので、そういうふうに来上があれば個人の財産ですので。ぜひですね、そういうことに取り組んでいただきたいんですが、どうですか。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の 5 番のカッコ 2、大方地域の北部は道路事情が悪いため、自動車専用道のレベルバンクの位置付けをして整備を図るかについての、ご質問にお答えを致します。

大方地域北部の主要な道路につきましては、県道大方大正線および県道大用大方線をはじめ、町道有井川線、町道湊川線ほかにて交通網を形成をしておりますが、未改良区間も多くあり、通行に支障を来しているところ

でございます。

現在、高知県幡多土木事務所およびまちづくり課にて、両県道および町道湊川線の道路改良工事を促進しているところでございます。議員ご質問の、自動車専用道路のレベルバンクを活用しての整備は、有効な手段の一つと考えます。

現在、国土交通省にて四国横断自動車道佐賀四万十間の計画段階評価を実施しています。対応方針の決定後には、概略ルート、構造も示され、新規事業化へと期待をしているところでございます。当区間が事業化されますと相当な残土も予測をされるため、中山間地域へのレベルバンク、また、工事用道路等も必要になると考えられます。レベルバンクは、災害時の避難場所や企業誘致等、有効な活用が図られると考えます。

今後も国土交通省と十分連携を図り、大方地域北部の道路整備につなげていけるよう、全力で取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

3 番のですね、南海地震の避難道、応援受け入れ道として市野々川から打井川、蜷川から三又間の道路整備を県へ働き掛けるか問います。

これはですね、市野々川打井川間については、隣の議員なんかもですね前向きに取り組んでいただいております。この三又という所は私はまだ行ったことはございませんが、いずれも道路事情が悪い。しかし、事あるときは逃げ道になる。そういう道ですので、それに対して働き掛けるか問います。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして、矢野議員の5番のカッコ3、南海地震時の避難道、応援受け入れ道として、県道整備を県へ働きかけるかについてのご質問にお答えを致します。

市野々川から打井川間の県道住次郎佐賀線、また、蜷川から四万十市三又間の県道大方大正線の道路改良につきましては、毎年、高知県幡多土木事務所へ強く要望をしているところでございます。

議員ご質問のとおり、両県道につきましては、南海トラフ地震時の避難道や緊急輸送道路として、また、四万十町、四万十市方面からの観光客等による交流人口の拡大等、地域活性化につながる重要な路線と位置付けておりますが、市野々川から打井川間につきましては、一部未供用区間もございますので、今後、四万十町とも十分連携を図ってまいりたいと存じます。

県道大方大正線につきましては、地元と協議の上、計画的に道路改良を促進しており、本年度、仲分川地区にて延長110メートルの拡幅改良を施工しているところでございます。

南海トラフ地震時には、本町の唯一の幹線道路であります、国道56号の沿岸部においては津波浸水により寸断が予想されていますので、今後も両県道の早期整備に向けて強く要望をしております。

議長（小永正裕君）

矢野議員の残り時間、2分少々になりました。

15 番（矢野昭三君）

これ3分ですよ、この表示が。

議長（小永正裕君）

もうすぐ2分になりますので。

15 番 (矢野昭三君)

いやいや、そっち見て2分言われたちこっち3分の表示やも。

議長 (小永正裕君)

もうすぐなりますんで、だんだんカウントダウンしてますんで。

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

それではですね、4 番ですね。河川に土砂が堆積しているが、処理をする場所がないため困っています。町で処理場を設けるか問います。

議長 (小永正裕君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それでは、通告に基づきまして、河川の土砂の処理に関する質問にお答え致します。

本来、河川の維持管理は災害防止や河川の適正利用、環境の保全の観点から河川の有する多面的な機能を十分発揮できるように維持管理を行うべきだと考えています。

しかしながら、質問のありました河川、特に伊与木川では、近年、土砂堆積が見られ、雑木、雑草の繁茂、排水有効面積の減少、河床の上昇等から、洪水時の河川のはんらんが懸念される場所でもあります。

こうした状況を受け、各地区から河川土砂の取り除きの声も多く出され、県に対しまして土砂撤去の要望を行ってきたところでもあります。河川管理者である幡多土木事務所は平成 25 年度に、佐賀地区では坂折と拳ノ川地区で、本年度も荷稻地区において、土砂の取り除き工事を行ってきたところでもあります。

指摘のように工事においては残土場の確保が大切であり、地域住民の協力をいただきながら、場所の確保には大変苦慮した経過がございます。

今後、こうした河川の土砂取り除き工事や公共事業の進ちょくを図るためにも、町と致しましても残土処理場の確保に向けた対策を講じていきたいと考えております。

また、県に対しましても再度、土砂取り除きの要望をしてまいりたいと考えております。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

処理場が遠くなればなるほど、現場の取り除きの費用が多く要りますので、これ、例えば3キロに1カ所ぐらいな所を造っていただくと、工事がもっと進むわけですが。

その点はどうでしょうか。

議長 (小永正裕君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

公共残土へある残土処理場の距離が延びると非常にコストも高くなりますので、町としましても身近な所に残土ができるかどうか、場所の選定を含めて今後検討していきたいと思っております。

議長 (小永正裕君)

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

ありがとうございました。

この議会、任期うち最後で議会で、もうなんぼしゃべりとうてもしゃべれんので、ちょっと熱が入りました。寄る年のせい、耳も遠なって声も大きくなったことでもございますが。

まあ要はですね、黒潮町が今後ますます振興、発展されることを思っただの一連での発言でございますので、そのように皆さん酌み取りをお願いしたいと思います。

それではどうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで矢野議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 36分